

平成 29 年度

整備主任者研修 法令研修

【全国共通教材】

目 次

1. 法令等

- (1) 自動車の騒音規制を強化しました！～国際基準調和及び性能が不明なマフラーへの改造禁止の明確化～
(平成 28 年 4 月 20 日 国土交通省) …………… 1
- (2) 「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けます。―道路運送車両の保安基準等の一部改正について―
(平成 28 年 10 月 7 日 国土交通省) …………… 10
- (3) 自動車のナンバープレートや検査標章が変わります。～道路運送車両法施行規則等の一部改正について～
(平成 28 年 12 月 28 日 国土交通省) …………… 17

2. 通達等

- (1) 車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について
(平成 28 年 4 月 22 日 国自整第 16 号の 3 国自安第 6 号の 3) …………… 19
- (2) 「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について
(平成 28 年 5 月 12 日 国自整第 38 号の 3 国自環第 32 号の 3) …………… 36
- (3) 点検整備料金の請求に関する注意喚起について
(平成 28 年 7 月 1 日 国自整第 83 号) …………… 40
- (4) 三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について
(平成 28 年 7 月 26 日 国自整第 127 号の 4) …………… 41
- (5) いすゞ自動車(株)製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検について
(平成 28 年 8 月 26 日 国自整第 151 号の 4) …………… 54
- (6) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について
(平成 28 年 9 月 26 日 国自整第 174 号の 2 国官参自保第 435 号の 2) …………… 60
- (7) ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について
(平成 28 年 11 月 4 日 国自整第 206 号の 2) …………… 63
- (8) 「自動車検査業務等実施要領について(依命通達)」の一部改正について
(平成 28 年 12 月 26 日 国自環第 199 号の 3 国自整第 271 号の 3) …………… 66
- (9) 2 月は、大型自動車等の車輪脱落事故の発生ピーク！―大型自動車等ユーザーへの日常点検整備及び一定走行後の増し締め再徹底―
(平成 29 年 1 月 31 日 国自整第 315 号) …………… 77
- (10) 自動車製作者等 4 社から報告があった不適切なリコール改修作業について
(平成 29 年 2 月 10 日 国自審第 1777 号 国自整第 328 号) …………… 82
- (11) 大型貨物自動車の速度抑制装置に係る改変の防止について
(平成 29 年 2 月 15 日 国自整第 335 号の 2) …………… 89

(12) 「改造自動車等の取扱いについて」の一部改正について (平成 29 年 2 月 15 日 国自整第 301 号の 3)	90
(13) 「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについての一部改正について (平成 29 年 2 月 15 日 国自整第 302 号の 3)	99
(14) 「封印取付委託要領」の一部改正について (平成 29 年 2 月 28 日 国自情第 242 号の 2)	102
(15) 「封印取付け委託要領の運用等」の一部改正について (平成 29 年 2 月 28 日 国自情第 243 号の 5)	114
(16) 車積載車による事故車等の排除業務に係る研修の計画的な実施について (平成 29 年 3 月 2 日 国自貨第 157 号)	121
(17) 事業用貨物自動車に係る運行記録計による記録の義務付けの拡大について (平成 29 年 3 月 10 日 国自安第 238 号 国自貨第 162 号 国自整第 348 号)	122
(18) 「指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて」の一部改正について (平成 29 年 3 月 13 日 国自整第 358 号の 2)	126
(19) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について (平成 29 年 3 月 13 日 国官参自保第 806 号の 2 国自整第 355 号の 2).....	130
(20) 「保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて」の一部改正について (平成 29 年 3 月 13 日 国官参自保第 807 号の 3 国自整第 357 号の 3)	135
(21) 「保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の取扱いについて」の一部改正について (平成 29 年 3 月 13 日 国自整第 359 号の 3)	140
(22) 貸切バスの確実な点検整備の実施の徹底について (平成 29 年 3 月 29 日 国自整第 398 号).....	168

3. その他

(1) 外国人技能実習制度へ自動車整備職種が追加～自動車整備技能・技術の途上国への移転による国際貢献のために～ (平成 28 年 4 月 1 日 国土交通省)	195
(2) タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの更なる改修促進について～リコール対象車をご使用の皆様へ、国土交通省からのお知らせ～ (平成 28 年 4 月 28 日 国土交通省)	198
(3) ユーザー車検を受検した自動車の定期点検整備に関するアンケート調査を実施	

します	
（平成 28 年 12 月 22 日 国土交通省）	200
(4) 特別仕様ナンバープレート申込開始～ラグビーワールドカップ 2019 の成功に向けて～	
（平成 29 年 2 月 13 日 国土交通省）	202
(5) タカタ製エアバッグ・インフレーターに係るリコールの更なる改修促進について	
（平成 29 年 3 月 31 日 国土交通省）	204

1. 法令

(1) 自動車の騒音規制を強化しました！

～国際基準調和及び性能が不明なマフラーへの改造禁止の明確化～

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 28 年 4 月 20 日

自 動 車 局

自動車の騒音規制を強化しました！

～国際基準調和及び性能が不明なマフラーへの改造禁止の明確化～

四輪自動車の車外騒音に係る国際基準を導入するとともに、不正マフラーへの改造禁止を徹底するため、装置型式指定規則及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正し、本日施行しましたのでお知らせいたします。

○ 四輪自動車の車外騒音基準にかかる協定規則の導入

四輪自動車の車外騒音に係る基準の見直しについては、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、平成9年より検討が進められてきたところ、我が国も基準案に基づく車外騒音のサンプルデータを提供する等積極的に議論に参画した結果、平成27年6月に改訂が成立しました。

今般、平成27年7月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第三次答申）」を受け、国際基準を採用することとしました。また、これと併せて、四輪自動車及び二輪自動車ともに、新車時の近接排気騒音規制及び定常走行騒音規制を廃止するとともに、使用過程車において新車時の騒音から悪化しないことを確認する近接排気騒音の相対値規制を採用することとしました。

○ 性能が不明なマフラーへの改造禁止の明確化

使用過程車において、これまでは騒音性能基準のみを規定しておりましたが、今般の改正により、証明機関による騒音性能表示等を義務付けることとしました。これにより、加速走行騒音を有効に防止するものであるか不明である消音器を備えた自動車等は、保安基準不適合の扱いとなります。

（改正の詳細は別紙参照。）

問い合わせ先

自動車局 環境政策課：中里、後藤

電話 03-5253-8111（内線 42532） 03-5253-8604（直通）

FAX 03-5253-1636

自動車局 審査・リコール課：西村

電話 03-5253-8111（内線 42313） 03-5253-8596（直通）

FAX 03-5253-1640

装置型式指定規則、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等 の一部改正について

1. 背景

自動車の安全・環境基準について、国際的な整合性を図り自動車の安全等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成10年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、平成27年7月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第三次答申）」を受け、協定規則のうち、新たに「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第51号）」（以下「協定規則第51号」という。）を採用することとしました。また、協定規則第51号の導入と併せて、四輪自動車及び二輪自動車ともに、新車時の近接排気騒音規制及び定常走行騒音規制が廃止するとともに、使用過程車において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を採用することとなりました。

さらに、使用過程車において、加速走行騒音を有効に防止するものであることが明らかでない消音器への改造又は変更（交換）を禁止することとなりました。

これらを受けて、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要

（1）細目告示等の改正

騒音防止装置（細目告示第40条、第118条、第196条、第252条、第268条、第284条関係）

I. 協定規則第51号採用関係

【適用範囲】

普通自動車、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。以下「協定規則第51号対象車」という。）

【改正概要】

協定規則第51号の技術的要件に適合することを義務付けます。

イ. 市街地加速走行騒音要件

- ・ 加速走行騒音試験法について、協定規則第51号に定める市街地の走行実態を踏まえた加速走行騒音試験法を導入します。
- ・ 規制値については、別添の表1（車種別規制値）及び表2（特殊な構造を有する

車両の規制値) に示す協定規則第 51 号と同様の規制値とします。なお、規制値はフェーズ 1、フェーズ 2 と 2 段階で強化されます。

ロ. 追加騒音規定 (ASEP) 要件

- ・ 新たな加速走行騒音試験法の試験条件から外れたエンジン回転数で走行する場合に不適当な騒音の上昇を抑えることを目的として、乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車及び技術的 maximum 許容質量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車に対し、追加騒音規定を適用します。

ハ. 圧縮空気騒音要件

- ・ 空気ブレーキを装着した技術的 maximum 許容質量 2.8 トンを超える車両に対して、ブレーキ作動時等の騒音を低減するため、圧縮空気騒音規制を導入します。圧縮空気騒音の規制値は 72dB とします。

二. 定常走行騒音規制の廃止

- ・ 協定規則第 51 号の導入により、定常走行騒音の規制効果が確保されることから、協定規則第 51 号の適用にあわせて、定常走行騒音規制は廃止します。

ホ. 新車時の近接排気騒音規制の廃止等

- ・ 協定規則第 51 号においては、新車時には近接排気騒音の測定のみを行っているため、新車時の近接排気騒音規制は廃止し、測定のみを行うこととします。

【適用時期】

	市街地加速走行騒音のフェーズ 1 (改正概要のロ. ハ. 二. ホ. を含む)	市街地加速走行騒音のフェーズ 2
新型車 (輸入自動車を除く)	平成 28 年 10 月 1 日以降	平成 32 年 (N2 カテゴリー※) にあつては平成 34 年) 9 月 1 日以降
上記以外の自動車 (継続生産車等)	平成 34 年 (N2 カテゴリー) にあつては平成 35 年) 9 月 1 日以降	平成 34 年 (N2 カテゴリー) にあつては平成 35 年) 9 月 1 日以降

※N2 カテゴリーについては、別添表 1 を参照

II. 二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係

【適用範囲】

二輪自動車等 (二輪自動車及び二輪の原動機付自転車 (総排気量が 50cc を超えるもの又は最高速度 50km/h を超えるものに限る。)) をいう。以下同じ。)

【改正概要】

二輪自動車等についても、協定規則第 51 号と同様に新車時の近接排気騒音規制を廃止し、新車時に測定のみを行うこととします。

【適用時期】

新型車（輸入自動車を除く。）：平成 28 年 10 月 1 日以降
上記以外の自動車（継続生産車等）：平成 33 年 9 月 1 日以降

Ⅲ. 使用過程車の近接排気騒音規制の相対値化関係

【適用範囲】

協定規則第 51 号対象車及び二輪自動車等

【改正概要】

使用過程車に対する近接排気騒音規制は、これまで車両の種別毎に一律の規制値を設けて規制する手法（以下「絶対値規制」という。）により行っていましたが、車両の型式毎に新車時に測定された値と同等の近接排気騒音値を求める規制手法（以下「相対値規制」という。）に移行します。ただし、これまで絶対値規制が適用されていた使用過程車については、相対値規制を遡及適用せず、従前通り、絶対値規制を適用します。

また、純正マフラーを現行のマフラー性能等確認制度等により性能等が確認されたマフラーに交換したものにあっては、当面、絶対値規制を継続することとします。

【適用時期】

- 協定規則第 51 号対象車：協定規則第 51 号採用関係のフェーズ 1 適用時期と同じ

- 二輪自動車等：二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係適用時期と同じ

Ⅳ. 使用過程車の消音器の改造防止関係

【適用範囲】

協定規則第 51 号対象車及び二輪自動車等

【改正概要】

使用過程車において新車時の騒音から悪化しないことを確認する相対値規制を採用することに伴い、使用過程車において、加速走行騒音を有効に防止するものであることが明らかでない消音器への改造又は変更（交換）を禁止することとします。

【適用時期】

- 協定規則第 51 号対象車：協定規則第 51 号採用関係のフェーズ 1 適用時期と同じ

- 二輪自動車等：二輪自動車等の新車時における近接排気騒音規制の廃止関係適用

時期と同じ

(2) 装置型式指定規則の改正

協定規則第 51 号の採用に伴い、相互承認の対象となる特定装置を追加等するため、型式指定規則第 2 条（特定装置の種類）及び第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）の改正を行うこととします。

【改正概要】

○ 第 2 条（特定装置の種類）

「四輪自動車の車外騒音に係る協定規則（第 51 号）」の採用に伴い、「騒音防止装置」の対象自動車の範囲を見直します。

○ 第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

「騒音防止装置」は「四輪自動車の車外騒音基準に係る協定規則（第 51 号）」に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。

(3) その他

協定規則第 51 号の採用に伴い、道路運送車両法関係手数料規則[※]において、実費を勘案して騒音防止装置に係る試験のうち協定規則第 51 号に係る試験の手数料を規定することとします。

※道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）の施行に伴い、新たに制定された省令。自動車の型式指定等に係る基準適合性を審査するために必要な試験の費用等を定めている。

3. スケジュール

施行：平成 28 年 4 月 20 日

※ 協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_Jun15.html

表 1 車種別規制値

(単位：dB)

カテゴリー	専ら乗用の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
M1 カテゴリー 乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車	PMR ^{※1} が 120 以下のもの	72	70
	PMR が 120 を超え 160 以下のもの	73	71
	PMR が 160 を超えるもの	75	73
	PMR が 200 を超え、乗車定員が 4 人以下、かつ、R ポイント ^{※2} の地上からの高さが 450mm 未満のもの	75	74
M2 カテゴリー 乗車定員 9 人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量 ^{※3} が 5 トン以下のもの	技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの	72	70
	技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え、3.5 トン以下のもの	74	72
	技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、最高出力が 135kW 以下のもの	75	73
	技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、最高出力が 135kW を超えるもの	75	74
M3 カテゴリー 乗車定員 9 人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 5 トンを超えるのもの	最高出力が 150kW 以下のもの	76	74
	最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの	78	77
	最高出力が 250kW を超えるもの	80	78
カテゴリー	貨物の運送の用に供する自動車	フェーズ 1	フェーズ 2
N1 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トン以下のもの	技術的最大許容質量が 2.5 トン以下のもの	72	71
	技術的最大許容質量が 2.5 トンを超えるもの	74	73
N2 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、12 トン以下のもの	最高出力が 135kW 以下のもの	77	75
	最高出力が 135kW を超えるもの	78	76
N3 カテゴリー 貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が 12 トンを超えるもの	最高出力が 150kW 以下のもの	79	77
	最高出力が 150kW を超え 250kW 以下のもの	81	79
	最高出力が 250kW を超えるもの	82	81

※ 1 車両の最高出力（協定規則第 85 号に規定された方法で測定した値）を協定規則第 51 号に規定する試験時重量で除した値

※ 2 運転者席の着座位置について自動車製作者等が定め、三次元座標方式に基づいて決定する設計点

※ 3 安全性の確保及び公害の防止ができるものとして技術的に許容できる自動車の質量であって、自動車製作者が指定したもの

表 2 特殊な構造を有する車両の規制値

特殊な構造	適用する規制値
<p>N1 カテゴリーから派生した M1 カテゴリーの車両（技術的最大許容質量が 2.5 トンを超え、かつ、R ポイントの地上からの高さが 850mm を超えるものに限る。）</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する</p>
<p>オフロード仕様の車両（ただし、M1 カテゴリーの車両にあっては技術的最大許容質量が 2 トンを超えるものに限る。）</p> 	<p>M3 カテゴリー及び N3 カテゴリーについては、規制値に+2dB、その他のカテゴリーにあっては、規制値に+1dB とする</p>
<p>車いすを収容するために製造・変更された M1 カテゴリーの車両及び防弾性能を有した車両</p> 	<p>規制値に+2dB とする</p>
<p>M3 カテゴリーの車両であって、ガソリンのみを燃料とするもの</p> 	<p>規制値に+2dB とする</p>
<p>技術的最大許容質量が 2.5 トン以下の N1 カテゴリーの車両で、排気量が 660cc 以下、最高出力を技術的最大許容質量で除した値が 35kW/t 以下、フロントアクスル中心と R ポイントとの水平距離が 1,100mm 未満のもの</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する</p>
<p>N1 カテゴリー及び N1 カテゴリーから派生した M1 カテゴリーの車両であって、技術的最大許容質量が 2.5 トン以下、R ポイントの地上高さが 800mm 以上、前軸中心から原動機重心までの水平距離が 300~1,500mm の間にあり、排気量が 660cc を超え 1,495cc 未満であって後輪駆動のもの</p> 	<p>技術的最大許容質量が 2.5 トンを超える N1 カテゴリーの規制値を適用する（フェーズ 1 に限る。）</p>

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

平成28年（2016年）4月現在、52か国、1地域が加入。

日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成28年（2016年）4月現在、装置ごとに137の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E₄₃：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は平成28年（2016年）4月現在、乗用車の制動装置、警音器等の66の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成28年4月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	シールドビーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
6	方向指示器	56	前照灯(モペッド)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	制動装置	63	騒音(モペッド)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ノンロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテール
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(モペッド)	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(モペッド)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	HFCV
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)		
36	バスの構造	87	デイトイランニングランプ		
37	白熱電球	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)		
38	後部霧灯	89	速度制限装置		
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング		
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯		
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)		
42	バンパー	93	フロントアンダーランプトラクタ		
43	窓ガラス	94	前突時乗員保護		
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護		
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制(モペッド)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)		
48	灯火器の取付け	99	ガスディスチャージ光源		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

基準採用済(137規則中、66規則採用済)

(2) 「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けます。—道路運送車両の保安基準等の一部改正について—

**「ハイブリッド自動車等の車両接近通報装置」
及び「前照灯の自動点灯機能」を義務付けます。**

— 道路運送車両の保安基準等の一部改正について —

自動車局では、自動車の安全基準について、国際的な整合を図りつつ、安全性を向上させるため、順次、拡充・強化を進めています。

今般、車両接近通報装置に関する国際基準が、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム(WP29)において新たに採択されました。これを踏まえ、我が国においても、当該国際基準の発効に合わせ、道路運送車両の保安基準等を改正し、ハイブリッド自動車及び電気自動車等に対し、歩行者等に自動車の接近を音で知らせる「車両接近通報装置」を義務付けることとします。

また、特に薄暮時における我が国の交通事故実態を踏まえ、周囲の明るさが一定以下となった際に前照灯が自動で点灯する「オートライト機能」を義務付けることとします。

このほか、以下のとおり道路運送車両の保安基準等を改正します。

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)等について、以下の改正を行います。(改正の詳細については別紙をご覧ください。)

1. 保安基準等の改正項目

- (1) 車両接近通報装置に関する基準の導入
- (2) 昼間走行灯に関する基準の導入(国際基準)
- (3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入
- (4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入
- (5) 直前直左確認鏡の取付方法に関する基準の明確化
- (6) 外装基準の改正及び適用猶予の解除

2. 公布・施行

公布:10月7日(本日)

施行:10月7日(1.(1)及び(4)にあっては10月8日)

(※各基準の適用日については別紙参照)

問い合わせ先

自動車局 技術政策課:河野、齋藤

電話 03-5253-8111(内線 42255) 03-5253-8591(直通)

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課:西村

電話 03-5253-8111(内線 42313) 03-5253-8596(直通)

FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令等について

1. 背景

自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、我が国は国際連合の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に平成 10 年に加入し、現在、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 168 回会合において、協定規則のうち、新たに「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」が採択され、「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第 53 号）」等が改訂されたことを踏まえ、国内においても、静音性車両に係る車両接近通報装置の基準及び二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等の基準を導入します。また、「デイトイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」について、新たに採用することとしました。

さらに、前照灯の自動点灯（オートライト）機能に係る基準の新設、直前直左確認鏡等の取付け方法の明確化並びに外装基準の改正及び適用猶予の解除等を行います。

このため、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について、所要の改正を行うこととします。

2. 改正概要**I. 保安基準等の改正****(1) 車両接近通報装置に関する基準の導入**

ハイブリッド自動車等の走行音について、WP29 における「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の採択を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 電力により作動する原動機のみによる走行が可能な自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 歩行者等に自動車の接近を音で知らせる車両接近通報装置について、「静音性車両に係る協定規則（第 138 号）」の性能要件に適合するものを備え付けなければならないこととします。
- 車両接近通報装置については、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであることとします。

【適用時期】

新 型 車：平成 30 年 3 月 8 日
継続生産車：平成 32 年 10 月 8 日

(2) 昼間走行灯に関する基準の導入

昼間走行灯について、「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」を新たに採用し、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」の要件に適合する昼間走行灯を備えることができることとします。

(3) すれ違い用前照灯の自動点灯に関する基準の導入

すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の基準に適合する自動点灯（オートライト）機能を有さなければならないこととします。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- すれ違い用前照灯（ロービーム）について、以下の要件に従って、周囲の明るさ（照度）に応じ、自動的に点灯及び消灯する機能を有さなければならないこととします（※1）。また、このうち、自動点灯に係る機能については、手動による解除ができないものでなければならないこととします。

※1 走行用前照灯又は前部霧灯を点灯している場合及び自動車が駐停車状態にある場合等を除く。

すれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯に関する要件（※2）

周囲の照度	すれ違い用前照灯	応答時間
1,000lx 未満	点灯する	2 秒以内
1,000lx 以上 7,000lx 以下	－（※3）	－（※3）
7,000lx 超	消灯する	5 秒超 300 秒以内

※2 「灯火器の取付けに係る協定規則（第 48 号）」におけるすれ違い用前照灯の自動点灯及び消灯機能と同等の要件

※3 自動車製作者の定めるところによる。

【適用時期】

自動車の種別	適用時期 (新型車)	適用時期 (継続生産車)
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量3.5t超のもの	平成33年4月	平成35年10月
上記以外の自動車	平成32年4月	平成33年10月

(4) 二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等に関する基準の導入

二輪自動車等に備える連鎖式点灯を行う方向指示器等について、WP29における「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第53号）」等の改訂を踏まえ、以下のとおり基準を新設します。

【適用範囲】

- 二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びに原動機付自転車

【改正概要】

- 灯光の色及び明るさ等に関し「二輪自動車等の車幅灯、番号灯、尾灯、制動灯及び方向指示器に係る協定規則に係る協定規則（第50号）」の要件に適合し、かつ、取付位置及び取付方法等に関し「二輪自動車等の灯火器の取付けに係る協定規則（第53号）」の要件に適合する連鎖式点灯を行う方向指示器等を備えることができることとします。

(5) 直前直左確認鏡の取付方法に関する基準の明確化

直前直左確認鏡等（※4）の取付方法について以下のとおり基準を明確化します。

- ※4 自動車の直前及び直左（左ハンドル車にあつては直右）の周辺状況を確認するための鏡その他の装置をいう。

【適用範囲】

- 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）

【改正概要】

- 直前直左確認鏡等について、容易に取り外せないよう、溶接、リベット、ボルト・ナット等によって確実に取り付けなければならないこととします。

【適用時期】

- 平成29年1月1日以降の製作車より適用

(6) 外装基準の改正及び適用猶予の解除

外装基準については現在適用を猶予しているところですが、以下の通り規定を改正した上で、平成29年4月1日以降適用することとします。

【適用範囲】

- 乗車定員10人未満の専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）であつて、平成21年1月1日以降に製作されたもの

【改正概要】

- 型式指定時等には「乗用車の外部突起に係る協定規則（第 26 号）」に適合しなければならないこととします。
- 車検時等には「鋭い突起を有し、他の交通の安全を妨げるおそれのないものでなければならないこと」を要件として課すほか、自動車の最外側から突出するアンテナ及び外開き式窓並びにホイールのリムの最外側から突出するホイールナット等を禁止することとします。

【適用時期】

- 平成 29 年 4 月 1 日

(7) その他

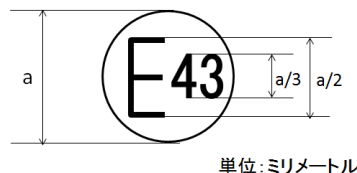
- 既に日本が採用している各協定規則について、項目の整理等に伴う改訂がなされたこと等を踏まえ、必要な改正を行います。

II. 装置型式指定規則の改正

「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」の採用等に伴い、以下の改正を行うこととします。

【改正概要】

- 特定装置の種類について、昼間走行灯を追加します。
- 「デイトタイムランニングランプ（昼間走行灯）に係る協定規則（第 87 号）」に基づき認定された昼間走行灯について、型式指定を受けた装置とみなすこととします。
- 第 3 号様式に定める表示方式について、昼間走行灯は $a \geq 5$ とします。



III. 道路運送車両法関係手数料規則の改正

協定規則の追加等により、保安基準に適合しているかどうかの審査に必要な試験方法が追加・変更されることに伴い、申請者が納付すべき手数料の算出に必要な当該試験に係る費用の額について、実費を勘案し、1 型式につき 12.5 万円から 64.2 万円の範囲で規定することとします。

IV. その他、所要の規定の整備を行うこととします。

3. スケジュール

公布：平成 28 年 10 月 7 日

施行：平成 28 年 10 月 7 日（I. (1)、(4) 及び (7) については平成 28 年 10 月 8 日）

※協定規則（原文）につきましては次のとおりです。

http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_mar16.html

国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

1. 協定の目的

1958年に締結された国連の多国間協定であり、正式名称は、「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る統一的な技術上の要件の採択並びにこれらの要件に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」（以下、「車両等の型式認定相互承認協定」という。）である。

車両等の型式認定相互承認協定は、自動車の装置ごとの安全・環境に関する基準の国際調和及び認証の相互承認を推進することにより、安全で環境性能の高い自動車を普及するとともに、自動車の国際流通の円滑化を図ることを目的としている。

2. 加入状況

平成28年（2016年）10月現在、52か国、1地域が加入。

日本は、平成10年（1998年）11月24日に加入。

ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、スウェーデン、ベルギー、ハンガリー、チェコ、スペイン、セルビア、イギリス、オーストリア、ルクセンブルク、スイス、ノルウェー、フィンランド、デンマーク、ルーマニア、ポーランド、ポルトガル、ロシア、ギリシャ、アイルランド、クロアチア、スロベニア、スロバキア、ベラルーシ、エストニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ラトビア、ブルガリア、リトアニア、トルコ、アゼルバイジャン、マケドニア、欧州連合（EU）、日本、オーストラリア、ウクライナ、南アフリカ、ニュージーランド、キプロス、マルタ、韓国、マレーシア、タイ、モンテネグロ、チュニジア、カザフスタン、アルバニア、エジプト、ジョージア、サンマリノ

（下線はEU加盟国、□はアジア諸国）

3. 基準の制定・改訂

(1) 協定に基づく規則（以下、「協定規則」という。）は、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）での検討を経て、制定・改訂が行われる。同フォーラムには、上記締約国の他、アメリカ、カナダ等が参加している。

(2) 平成28年（2016年）10月現在、装置ごとに139の協定規則（基準）が制定されている。

4. 協定に基づく認証の相互承認の流れ

(1) 協定締約国は、国内で採用する協定規則を選択する。

(2) 協定締約国は、採用した協定規則について、当該協定規則による認定を行った場合には、国番号付きの認定マーク（E₄₃：日本の場合）と認定番号を与える。

(3) 認定を取得した装置については、当該協定規則を採用した他の協定締約国での認定手続きが不要になる。

5. 日本における規則の採用状況及び今後の方針

日本は平成28年（2016年）10月現在、乗用車の制動装置、警音器等の71の規則を採用している。今後も、新技術を踏まえた基準の策定等により積極的に基準調和を進めていくこととしている。

国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目

平成28年10月現在

No.	項目名	No.	項目名	No.	項目名
1	前照灯	51	騒音	102	連結装置
2	前照灯白熱球	52	小型バスの構造	103	交換用触媒
3	反射器	53	灯火器の取付け(二輪車)	104	大型車用反射材
4	後部番号灯	54	タイヤ(商用車)	105	危険物輸送車両構造
5	シールドビーム前照灯	55	車両用連結装置	106	タイヤ(農耕用トラクタ)
6	方向指示器	56	前照灯(モペッド)	107	二階建てバスの構造
7	車幅灯、尾灯、制動灯、前部・後部上側端灯	57	前照灯(二輪車)	108	再生タイヤ
8	ハロゲン前照灯	58	突入防止装置	109	再生タイヤ(商用車)
9	騒音(三輪車)	59	交換用消音器	110	CNG自動車
10	電波妨害抑制装置	60	コントロール類の表示(二輪車、モペッド)	111	タンク自動車のロールオーバー
11	ドアラッチ及びヒンジ	61	外部突起(商用車)	112	非対称配光型ヘッドランプの配光
12	ステアリング機構	62	施錠装置(二輪車)	113	対称配光型ヘッドランプの配光
13	制動装置	63	騒音(モペッド)	114	後付エアバック
13H	制動装置(乗用車)	64	応急用予備走行装置及びタイヤ空気圧監視装置	115	CNG、LPGレトロフィットシステム
14	シートベルト・アンカレッジ	65	特殊警告灯	116	盗難防止装置
15	排出ガス規制	66	スーパーストラクチャー強度(バス)	117	タイヤ単体騒音
16	シートベルト	67	LPG車用装置	118	バス内装難燃化
17	シート及びシートアンカー	68	最高速度測定法	119	コーナリングランプ
18	施錠装置(四輪車)	69	低速車の後部表示板	120	ノンロード馬力測定法
19	前部霧灯	70	大型車後部反射器	121	コントロール・テルテール
20	ハロゲン前照灯(H4前照灯)	71	農耕用トラクタの視界	122	ヒーティングシステム規則
21	内部突起	72	ハロゲン前照灯(二輪車)	123	配光可変型前照灯
22	ヘルメット及びバイザー	73	大型車側面保護	124	乗用車ホイール
23	後退灯	74	灯火器の取付(モペッド)	125	直接視界
24	ディーゼル自動車排出ガス規制	75	タイヤ(二輪車、モペッド)	126	客室と荷室の仕切り
25	ヘッドレスト	76	前照灯(モペッド)	127	歩行者保護
26	外部突起(乗用車)	77	駐車灯	128	LED光源
27	停止表示器材	78	制動装置(二・三輪車、モペッド)	129	新幼児拘束装置
28	警音器	79	かじ取装置	130	車線逸脱警報装置
29	商用車運転席乗員の保護	80	シート(大型車)	131	衝突被害軽減制動制御装置
30	タイヤ(乗用車)	81	後写鏡(二輪車)	132	排ガスレトロフィット
31	ハロゲンシールドビーム前照灯	82	ハロゲン前照灯(モペッド)	133	リサイクル
32	後部衝突における車両挙動	83	燃料要件別排出ガス規制	134	HFCV
33	前方衝突における車両挙動	84	燃費測定法	135	ポール側面衝突時の乗員保護
34	車両火災の防止	85	馬力測定法	136	電気自動車(二輪車)
35	フットコントロール類の配列	86	灯火器の取付け(農耕用トラクタ)	137	フルラップ前突時乗員保護
36	バスの構造	87	デイトムランニングランプ	138	静音性車両
37	白熱電球	88	反射タイヤ(モペッド、自転車)		
38	後部霧灯	89	速度制限装置		
39	スピードメーター	90	交換用ブレーキライニング		
40	排出ガス規制(二輪車)	91	側方灯		
41	騒音(二輪車)	92	交換用消音器(二輪車)		
42	バンパー	93	フロントアンダーランプトラクタ		
43	窓ガラス	94	オフセット前突時乗員保護		
44	幼児拘束装置	95	側突時乗員保護		
45	ヘッドランプ・クリーナー	96	ディーゼルエンジン(農耕用トラクタ)		
46	後写鏡	97	警報装置及びイモビライザ		
47	排出ガス規制(モペッド)	98	前照灯(ガスディスチャージ式)		
48	灯火器の取付け	99	ガスディスチャージ光源		
49	ディーゼルエンジン排出ガス規制	100	電気自動車		
50	灯火器(二輪車、モペッド)	101	乗用車のCO2排出量と燃費		

基準採用済(139規則中、71規則採用済)

(3) 自動車のナンバープレートや検査標章が変わります。
 ～道路運送車両法施行規則等の一部改正について～

平成 28 年 12 月 28 日
 自動車局自動車情報課
 整備 課

自動車のナンバープレートや検査標章が変わります。

～道路運送車両法施行規則等の一部改正について～

図柄入りナンバープレートの導入、検査標章のデザイン変更等を行うための省令が本日
 公布されました。これにより、今後、ナンバープレートの多角的な活用や、検査標章の見
 やすさ向上による無車検運行の防止等を推進していきます。

1. ナンバープレートの多角的活用等

(1) 図柄入りナンバープレートの導入

自動車のナンバープレート ラグビーワールドカップ 2019
 について、背景に図柄を入れた
 ものも交付できるようにしま
 す。これにより今後、ラグビー
 ワールドカップ 2019、東京 2020
 オリンピック・パラリンピック
 競技大会特別仕様のもの等を
 交付し、大会の機運醸成、地域振興を推進します。



来年 4 月より交付開始

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会



来年 10 月より交付開始
 (現在デザイン公募を実施中)

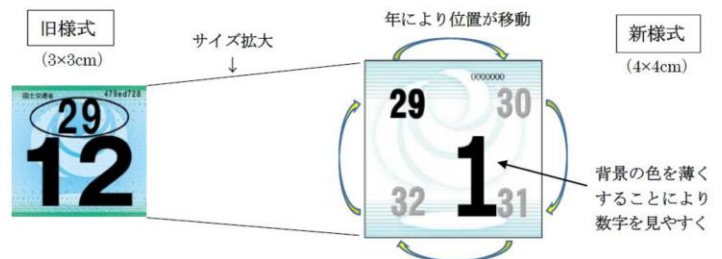
TOKYO 2020 OFFICIAL LICENSED PRODUCT © Tokyo 2020

(2) 分類番号へのローマ字の導入 (※別紙参照)

希望番号の普及に伴いナンバープレートの番号が枯渇しつつあることから、自動車の種別及び
 用途による分類を表示する分類番号にローマ字を追加することとします。

2. 検査標章のデザイン変更

フロントガラスの中央上部に貼り付けて
 いる検査標章の見やすさを向上させるた
 め、シールサイズ、文字の配置等を見直し
 ます。



3. 自動車保有関係手続の合理化

(1) ワンストップサービス (OSS) の推進 (※別紙参照)

自動車関係手続の申請者負担を軽減するため、オンライン申請の対象手続を拡大します。

(2) 申請書様式等の明確化

自動車の登録・検査手続の際に必要な申請書について、窓口での購入ではなく、申請者が
 自らパソコン等により印刷して使用できるよう、様式等を定めます。

4. 施行日

- 分類番号へのローマ字の導入
 - 検査標章のデザイン変更
 - 申請書様式等の明確化
- } 平成 29 年 1 月 1 日
- 図柄入りナンバープレートの導入
 - OSS の推進
- } 平成 29 年 4 月 1 日

【問い合わせ先】国土交通省 自動車局 自動車情報課又は整備課

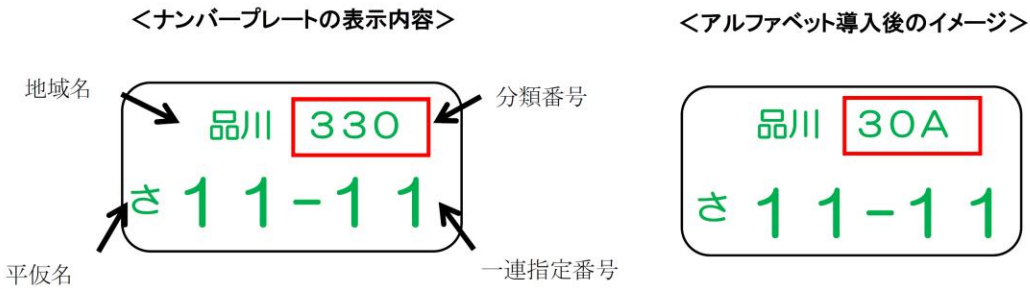
図柄入りナンバー、分類番号へのローマ字導入、OSS、申請書様式関係

担当：勝山 電話：03-5253-8111 (内線 42119) 直通：03-5253-8587 FAX：03-5253-1639

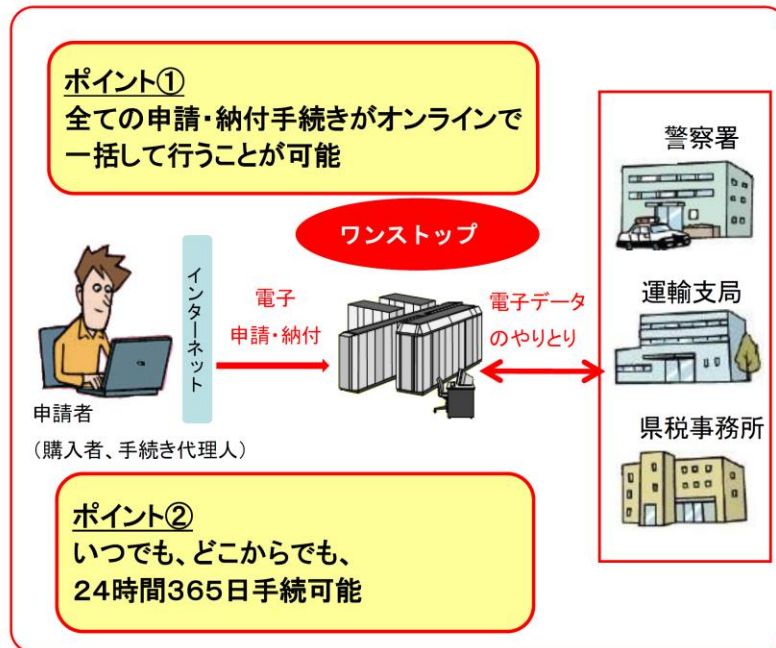
検査標章関係

担当：中村、森 電話：03-5253-8111 (内線 42427) 直通：03-5253-8589 FAX：03-5253-1639

○分類番号へのローマ字の導入



○ワンストップサービス（OSS）の推進



(現行の新車新規 → 継続検査、変更・移転登録等へ対象手続きを拡大)

2. 通達等

(1) 車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

国自整第16号の3
国自安第 6号の3
平成28年4月22日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会会長並びに地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あてに通知しましたので、了知願います。

別添

国自整第16号
国自安第6号
平成28年4月22日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

先般、車両火災事故防止について、「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成28年2月19日付国自整第370号、国自安第254号）により通知したところであるが、更なる車両火災事故防止を図ることとして貴会並びに一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会の協力の元、今般、別添1のとおり「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」を取りまとめたところである。

については、貴会傘下会員に対して、車両の点検整備を行う際に別添1を参考として、車両火災事故防止に努めるよう周知徹底を図られたい。

なお、本件については、別添2のとおり地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長に通知したので申し添える。

別添1 「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」

別添2 地方運輸局等あて通知文（略）

国自整第16号の2
国自安第6号の2
平成28年4月22日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局

整備課長

安全政策課長

車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について

先般、車両火災事故防止について、「事業用自動車の車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について」（平成28年2月19日付国自整第370号、国自安第254号）により通知したところであるが、更なる車両火災事故防止を図ることとして一般社団法人日本自動車工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会並びに公益社団法人日本バス協会の協力の元、今般、別添1のとおり「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」を取りまとめたところである。

については、貴局管内の全ての一般乗合・一般貸切旅客自動車運送事業者に対して、車両の点検整備を行う際に別添1を参考として、車両火災事故防止に努めるよう周知徹底を図らねたい。

なお、本件については、別添2のとおり関係団体に通知したので申し添える。

別添1 「バス火災事故防止のための点検整備のポイント」 (略)

別添2 関係団体あて通知文 (略)



バス火災事故防止のための 点検整備のポイント



国土交通省

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

一般社団法人 日本自動車車体工業会 バス部会

公益社団法人 日本バス協会

〔目次〕

はじめに	1
■ バス火災事故の状況	2
■ バス火災事故の分析	2
■ 点検整備のポイント	4
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>バス火災事故を防止するためには、日頃から法定点検項目やメーカー指定項目に基づき、点検整備を確実に行うことが必要です。火災防止のために重要な、主な点検整備のポイントを4つの装置別(発生部位別)に分けて示しますので、これらを参考に火災防止に努めるようにしてください。</p></div>	
1. 原動機 (エンジン)	
2. 制動装置 (ブレーキ)	
3. 走行装置 (トランスミッション/デフ/アクスル)	
4. 電気装置 (電気機器類/配線)	
〔具体的事例〕	6
■ 運転操作ミスや整備作業ミス などの防止のためのポイント	8
■ 点検整備の時期など	9
■ 車両火災事故の前兆、予兆	10
さいごに	11

※本書は、事業用・大型バスを対象にして書かれています。

※詳しい点検のしかたや整備のしかたは、各自動車メーカーの「整備のマニュアル」などをご覧ください。

はじめに

平成27年12月の東京都豊島区池袋でのバス火災事故をはじめ、年末年始から同種事故が多発している状況です。

多くの乗客を輸送するバスが、火災を起こしてしまうと、人命に関わる大きな事故となりかねません。

平成28年2月、国土交通省が発表しました平成23年～平成26年に発生したバス火災事故分析結果では、車両の点検整備不十分や整備作業ミスに起因する火災事故が約6割を占めている状況でした。

国土交通省では、バス火災事故を防止し、安全な乗客の輸送が確保できるよう、一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車車体工業会及び公益社団法人日本バス協会の協力のもと、「運行前点検」や「定期点検」等を行う上でバス火災事故防止のための重要なポイントを、4つの装置別（火災発生部位別）に分けてとりまとめました。

バス火災事故は、日頃の予兆や異状を見逃さず、丁寧に点検整備を行うことで防げます。

バス事業者には、道路運送車両法による自動車の使用者としての点検整備の義務のほか、道路運送法体系による運送事業者としての点検整備の義務も課せられています。本書も参考とした適切な点検整備の実施により、バス火災事故の防止に努めていただくことを期待します。

平成28年4月

【参考】

○道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)一抄一

(使用者の点検及び整備の義務)

第四十七条 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

○旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第四十四号)一抄一

(点検整備等)

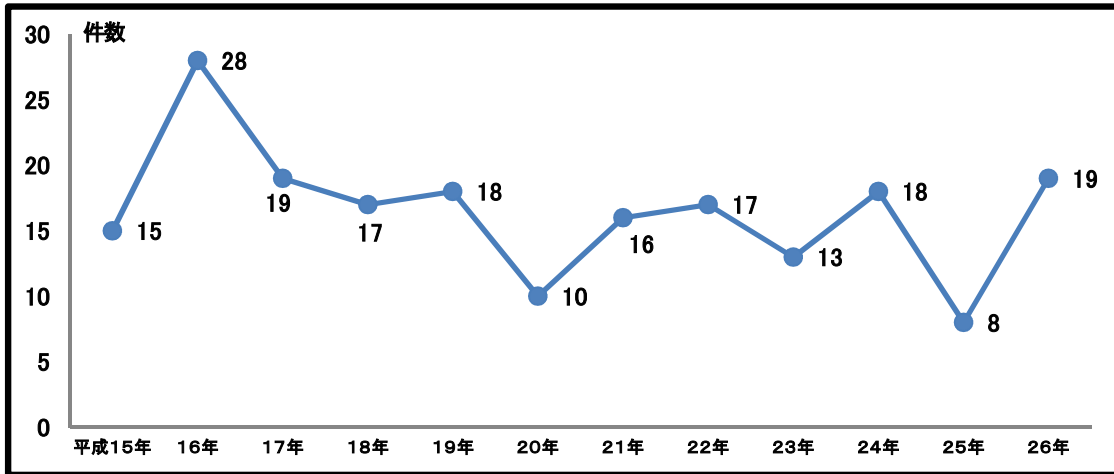
第四十五条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、定期に行う点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。
- 二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

■バス火災事故の状況

●発生件数の推移

平成15年1月～平成26年12月の間で、198件ものバス火災事故が発生。年間平均でも、17件！



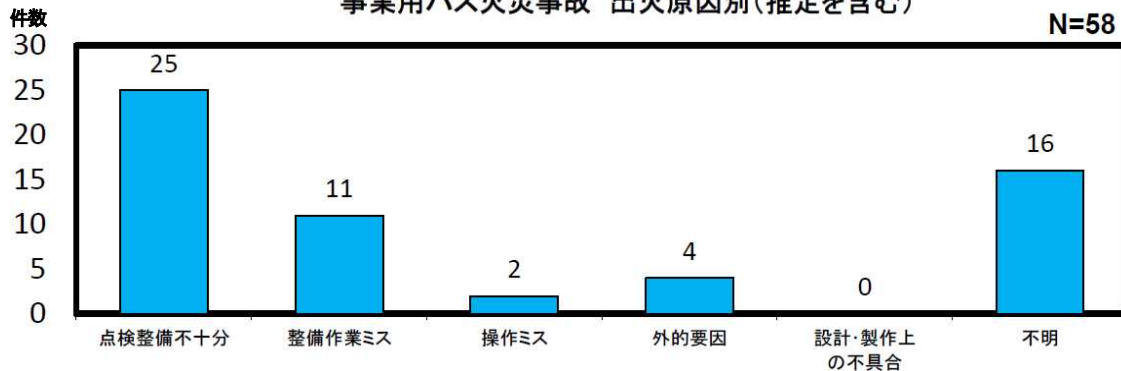
※自動車事故報告規則(省令)に基づき運送事業者から報告のあった、事業用バスの車両火災事故件数

■バス火災事故の分析

●出火原因

原因としては、点検整備が不十分なケースの割合が多く、適切な点検整備で、火災発生は防止できる。

事業用バス火災事故 出火原因別(推定を含む)

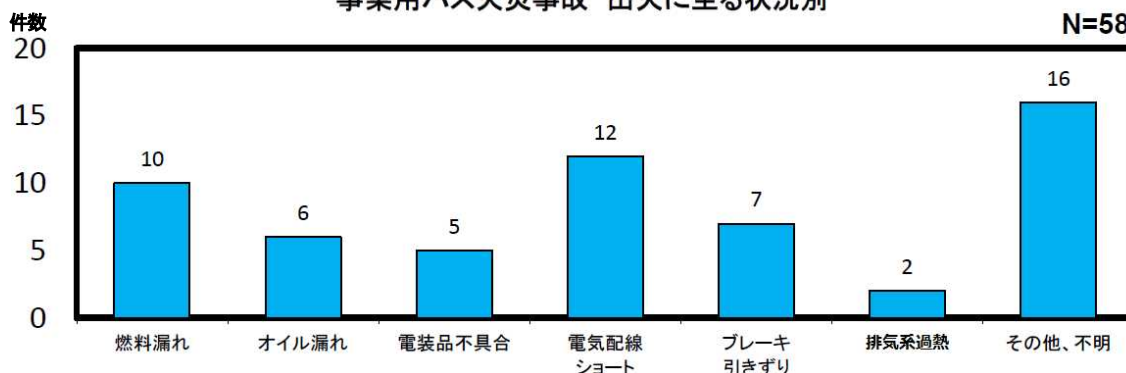


※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)

●出火に至る状況

出火に至る状況では、「電気配線のショート」、「燃料漏れ」が多い。

事業用バス火災事故 出火に至る状況別

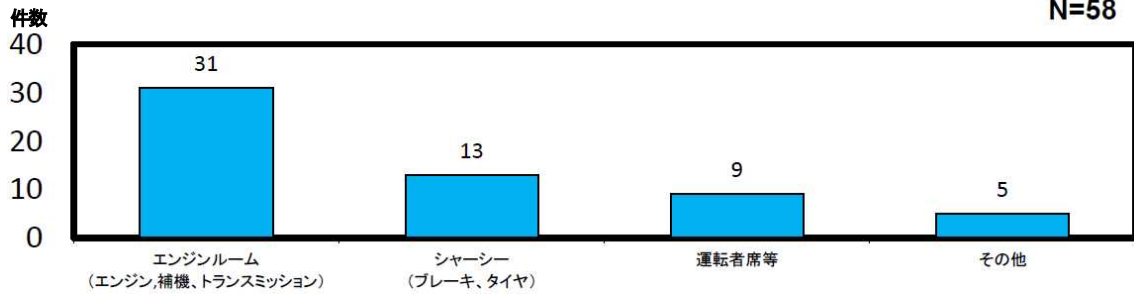


※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)

● 出火箇所

出火箇所では、エンジンルームからの出火が多い。

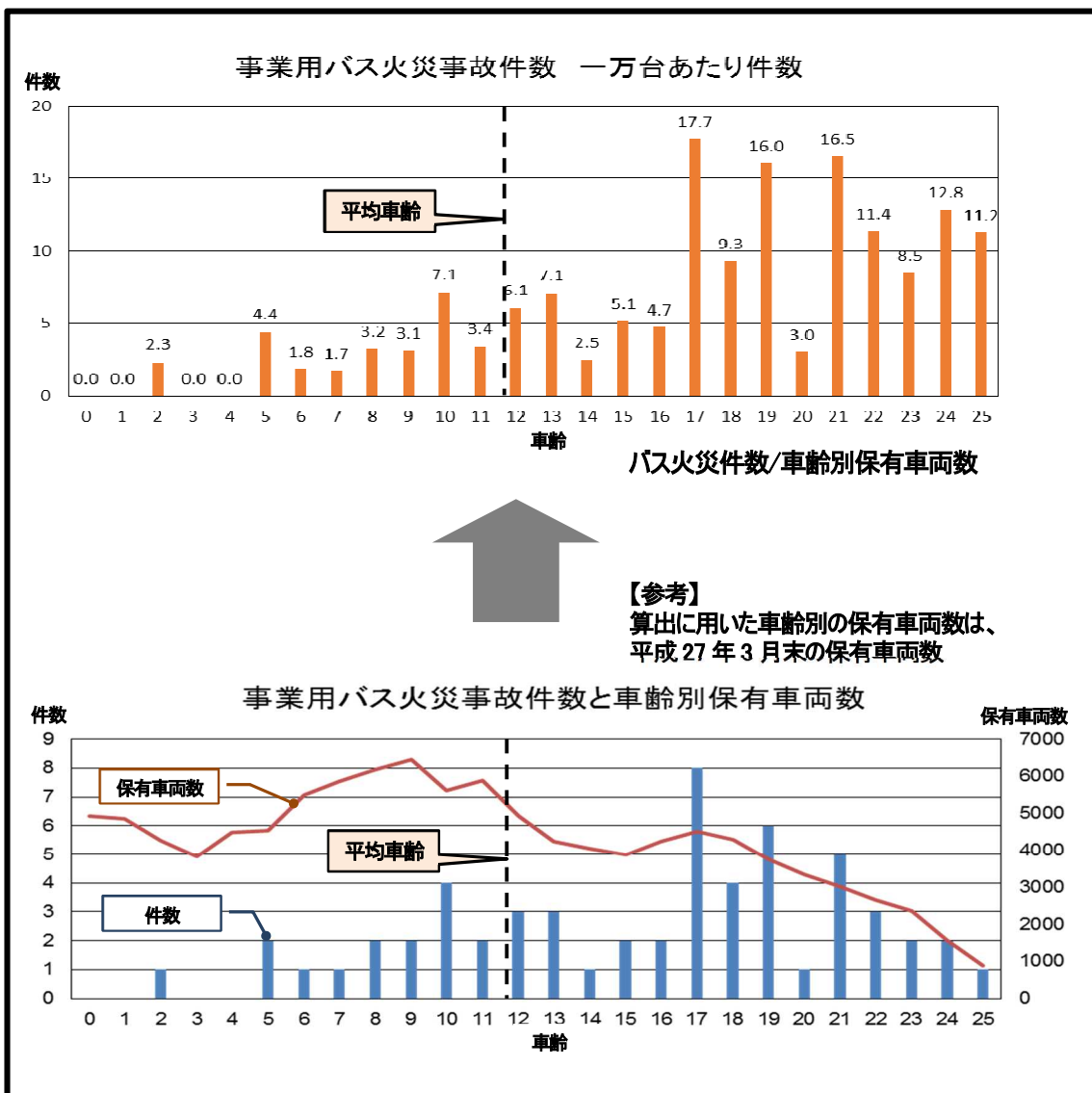
事業用バス火災事故 出火箇所別



※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)

● 車齢別保有台数1万台あたりの事業用バス火災事故件数

車齢が高いバスは、火災の発生件数が多い傾向にある。



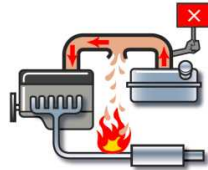
※国土交通省 バス火災事故分析結果(平成23年1月～26年12月間の事故分析)

バス火災事故の防止のため、確実な点検整備の実施が必要！


■点検整備のポイント

1. 原動機(エンジン)

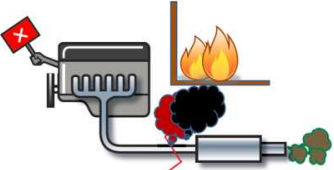
(1) 燃料装置

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
燃料フィルター	・ 取付部やドレーンプラグなどから燃料漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部品の劣化や摩耗などから、燃料が漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 
燃料ホース	・ 接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
燃料パイプ (燃料高圧パイプ)	・ 接続部からの燃料漏れやにじみはないか。 ・ クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ・ パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	


(2) 潤滑装置

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
エンジンオイル	・ ドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか、オイルの量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 潤滑不良からのエンジン焼き付き、部品の劣化や摩耗などにより、オイルが漏れ、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 
オイルフィルター	・ 取付部やドレーンプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	
オイルホース	・ 接続部からのオイル漏れやにじみはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
オイルパイプ	・ 接続部からのオイル漏れやにじみはないか。 ・ クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ・ パイプに擦れや摩耗の跡はないか。	

(3) 排気装置

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
エキゾーストマニホールド	・ 接続部からのガス漏れや、漏れ跡はないか。 ・ 取付部や接続部に緩みや外れはないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏れた高温の排気ガスが、ゴム部品や樹脂部品、木材などに触れて発火、火災を起こします。 
排気管、マフラー	・ 接続部からのガス漏れや、漏れ跡はないか。 ・ 亀裂や損傷はないか。 ・ 取付部や接続部に緩みや外れはないか。	
排気ガス後処理装置 (後付け装置も含む)	・ 接続部からのガス漏れや、漏れ跡はないか。 ・ 亀裂や損傷はないか、取付部・接続部に緩み外れはないか。	
各遮熱板	・ 外れ、亀裂や損傷はないか。ガス漏れの跡はないか。	

(4) 冷却装置/その他

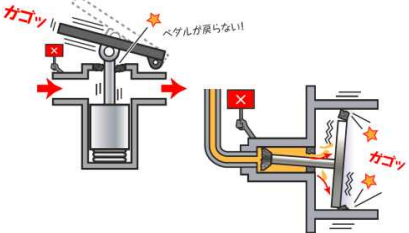
部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
冷却水	・ 冷却水タンクなどから水漏れはないか、冷却水の量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーバーヒートからエンジンが焼き付き、漏れたオイルが、排気管などの高温部に触れるなどして、火災を起こします。また、壊れたターボは、エンジンを破損、漏れたオイルで火災を起こします。 
冷却水ホース (ラジエーターホース)	・ 接続部からの水漏れはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※古くなったら交換しているか。	
パワーステアリングホース	・ 接続部からのオイル漏れやにじみはないか。 ・ 亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	
ターボチャージャー	・ オイルパイプからのオイル漏れやにじみはないか。 ・ 異常な音はしていないか。(正常に機能しているか)	

【留意点】

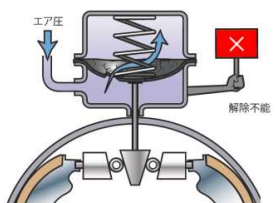
- ➡ 大型観光バスなどでの「サブエンジン方式エアコン」を使用している場合は、「サブエンジン」の点検も忘れては行いません。
- ➡ エンジンルームなどに長年堆積したホコリなどにも、注意します。(オイルや燃料が漏れた跡はないかを確認して清掃します)

2. 制動装置(ブレーキ)

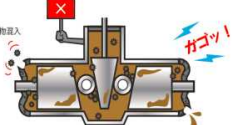
(1) ブレーキ用各種バルブ類(エア/オイル)

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
ブレーキペダル (ブレーキバルブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・エアの排気音は正常か、エア漏れはないか。 ・ペダルに渋りや引っ掛かりがないか、ペダルの戻りは正常か。 ・ペダルの下部(ペダルとバルブの連結部)に、泥、砂など異物の付着(堆積)はないか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	・各種、バルブ類などの部品が、渋りや引っ掛かりなどを起こし、ブレーキの戻り不良から引きずりを発生、ブレーキが過熱して火災を起こします。 
ブレーキ倍力装置	<ul style="list-style-type: none"> ・エア漏れ、液漏れはないか。 ・ブレーキ戻り不良など、機能に異常はないか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	
その他各種バルブ類 (リレーバルブ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・エア漏れ、液漏れはないか。 ・ブレーキ戻り不良など、機能に異常はないか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	


(2) 駐車ブレーキ

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
スプリングチャンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・戻り不良はないか、内部のスプリングに錆や損傷はないか。 ・エア漏れはないか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	・ブレーキの戻り不良からブレーキの引きずりを起こし、ブレーキが過熱して火災を起こします。 
パーキングブレーキレバー (スプリングブレーキバルブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・引き代は正常か、走行/駐車 位置に、きちんと保持されるか。 ・インジケータランプ、警報ブザーは正常に作動するか。 ※内部のゴム部品等は、定期的に変換しているか。	
パーキングブレーキ (センターブレーキ式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラムとライニングのすき間は適切か。 ・ブレーキの戻り不良はないか。 	

(3) 主ブレーキ

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
エキスパンダー ホイールシリンダー	<ul style="list-style-type: none"> ・エア漏れ、液漏れはないか。 ・内部の部品に、摩耗や損傷、亀裂、固着はないか。 ※ゴム部品等は、定期的に変換しているか。	・ブレーキの戻り不良からブレーキの引きずりを起こし、ブレーキが過熱して火災を起こします。 
主ブレーキ	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラムとライニングのすき間は適切か。 ・ブレーキの戻り不良はないか。 	

(4) ブレーキフルード/エアライン


部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
エアドライヤー	<ul style="list-style-type: none"> ・内部の乾燥剤が(コンプレッサー・オイル等が付着し)劣化していないか。(除湿作用が低下する) ・内部の部品に、摩耗や損傷、亀裂、固着はないか。 ※定期的に分解整備を行っているか、乾燥剤を交換しているか。	・ブレーキ機器内に水分が浸入すると、各ブレーキ機器の腐食、劣化、故障を招き、また、冬季には水分が凍結するなどして、ブレーキの戻り不良から引きずりを発生、ブレーキが過熱して火災を起こします。 
エアタンク	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク内に凝水が溜まっていないか。 ※日常点検で、凝水の水抜きを行っているか。	
ブレーキフルード	<ul style="list-style-type: none"> ・液量は規定の範囲にあるか、液漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	
ブレーキホース (エアホース)	<ul style="list-style-type: none"> ・接続部からのエア漏れ、液漏れ、液漏れのにじみはないか。 ・亀裂やヒビ割れはないか。 ※定期的に交換しているか。	

【留意点】

- ➡ その他、各種ブレーキ機器の整備(分解オーバーホールなど)を怠らずに、必ず 定期的に行います。
- ➡ 大型観光バスなどで「スプリングブレーキ」を使用している場合は、「コントロール・バルブ(ノブ)」の解除確認も忘れてください。
- ➡ ブレーキ戻り不良(引きずり)には、必ず予兆があります。普段より加速感が鈍いなど異状を感じたら直ぐに停車してください。

3. 走行装置(トランスミッション/デフ/アクスル)

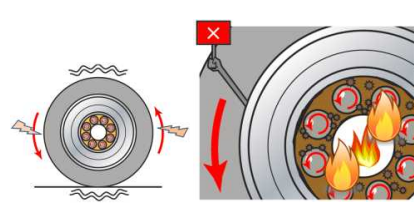
(1)トランスミッション(含むオートマチックトランスミッション)

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
トランスミッションオイル	・ドレインプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ・オイルの量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	・潤滑不良から焼き付きを発生、オイルが漏れ、高温部に触れて火災を起こします。 
オイルフィルター	・取付部やドレインプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ※定期的に交換しているか。	
オイルホース (オイルパイプ)	・接続部からのオイル漏れやにじみはないか。 ・亀裂やヒビ割れはないか。パイプに擦れや摩耗の跡はないか。 ・クランプ部の緩みや外れ、クリップ・ゴムの劣化や外れはないか。 ※定期的に交換しているか。	


(2)デファレンシャル

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
デファレンシャルオイル	・ドレインプラグなどからオイル漏れやにじみはないか。 ・オイルの量は適量か。 ※定期的に交換しているか。	・潤滑不良から焼き付きを発生、漏れたオイルや、オイルシールなどが発火して火災を起こします。

(3)ホイールハブ

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
ハブグリス	・グリスが漏れたり、グリスに水が浸入したりしていないか。 ・グリスの量、入れ方は適切か。 ※定期的に交換しているか。	・ハブベアリングが過熱、漏れたグリスや、ブレーキ液などが発火して、火災を起こします。 
ハブベアリング (ベアリングプレロード)	・ガタはないか、摩耗、損傷、はくり、発錆などの傷みはないか。 ・プレロードは適切か。 ※ハブ脱着の際には、ベアリングプレロードを正しく設定する。	
ハブシール (ハブキャップ)	・シール面に傷などはないか。 ・グリスが漏れたり、ハブ内部に水が浸入したりしていないか。 ※ハブシールなどは、ハブ脱着の際に交換しているか。	

(4)タイヤ

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
空気圧	・タイヤの空気圧は規定値にあるか。 (エアゲージを使用して点検します)	・タイヤがバースト、ブレーキ配管を損傷、液漏れを起こすなどして、火災を起こします。 
亀裂・損傷	・タイヤに亀裂や損傷はないか。 ・溝の深さは十分か、異常な摩耗はないか。	

【留意点】

⇒ ハブベアリングのプレロードは、きちんと「整備のマニュアル」に記載されている方法で、設定します。


【具体的事例 】

- デフオイルが不足、もしくは著しく劣化した状態で走行、デファレンシャルギヤが過熱して、発火。
- ブレーキ系統でエア漏れ、スプリングブレーキが作動した状態となり、後輪のブレーキ引きずりから発火。
- 燃料噴射ポンプの高圧パイプの締付け不良、登坂時に燃料が漏れ出し、エンジンの熱で発火、火災に至った。
- 燃料フィルターのエア抜きプラグが締付け不足から脱落、漏れた燃料が排気管に触れ発火、火災に至った。
- 長期間未整備のブレーキ機器からエアが漏れ、ブレーキ引きずりから発火、火災に至った。
- バッテリーの固定不良により、端子がボデーと接触、発熱により発火、火災に至った。
- ジェネレーター配線の締付け不良、端子が密着していなかったことから発熱、発火。
- ヒューズボックス内のホコリがハーネスやコネクタに付着、湿気などで腐食、発熱発火。



4. 電気装置(電気機器類/配線)

(1) バッテリー

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
ターミナル	・ 緩みや腐食、外れはないか。	・ 異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 
バッテリーハーネス	・ 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	

(2) エンジン電装

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
スターター/ジェネレーター	・ 端子部に異常発熱の変色など発熱痕やショート痕はないか。 ・ 端子部にホコリ、異物など、汚れはないか。 ※定期的に整備・交換しているか。(特にアイドリングストップ付き車)	・ 機器の異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 * アイドリングストップ装置付き車では、スターター(リレー)など、整備・交換時期が定められています。
ハーネス	・ 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・ 接続部(カプラー)に緩みや外れはないか。 ・ 水の浸入やオイルかかりの痕はないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。 (熱源(排気管など)周辺の配線には、特に注意する)	

(3) 電気機器類

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
各種電気機器(ぎ装)	・ 蛍光灯など室内電装品に異音や異臭、発熱など、使用上で異状を感じたことはないか。 ・ クーラーユニットやヒーターユニットに、異音や異臭、発熱など、使用上で異状を感じたことはないか。	・ 機器の異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 * 燃焼式ヒーター装着車では、ヒーターの燃料系統や吸・排気系統、電気系などの点検も行います。
ハーネス	・ 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・ 接続部(カプラー)に緩みや外れはないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	

(4) スイッチ・配線類

部位(装置)	点検のポイント(見方/交換目安)	点検しないと・・・(火災発生メカニズム)
ヒューズボックス リレーボックス スイッチパネル 配電盤	・ 固定の緩みや外れはないか。接続部に緩みや外れはないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。 ・ 異常な発熱、発熱による変色などの痕やショート痕はないか。 ・ ホコリの堆積、水浸入、腐食、異物などはないか。	・ 機器の異常発熱や配線のショートにより発火し、火災を起こします。 ・ 端子部などに堆積したホコリなどの異物に、水分・油分などが浸入して、トラッキング(レアショート)などを起こし、発火に至る場合があります。
ハーネス	・ 固定の緩みや外れ、干渉はないか。 ・ 接続部(カプラー)に緩みや外れはないか。 ・ 被覆のやぶれ、変色・腐食、著しい劣化、ショートの痕などはないか。	

【留意点】

- ⇒ 大型観光バスなどでの「サブエンジン方式エアコン」を使用している場合は、「サブエンジンの電気装置」の点検も忘れて行います。
- ⇒ ヒューズが切れたり、作動不良を起こしている電気機器などは、そのままにせず、その原因を確かめ、必要に応じて修理してください。

【ハーネス類の見方】

①「固定の緩み、たるみ、外れ」はないか？
②「擦れ、やぶれ、干渉」はないか？
③「発熱、発錆、劣化」はないか？
④接続部(カプラー)に「ゆるみ、外れ、発錆」はないか？





● 後付け電気機器の取付や配線の修理には、専門的な知識や技術が必要です。安易な取付、修理は危険です！

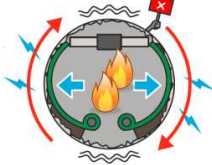
1. 電源の取出し、アース回路の設置(既設のアースブロック使用など)
2. 電線やヒューズの選択(規格電線使用、既設ヒューズに負荷増しないなど)
3. 電線の延長(同一サイズ・色相使用、原則コネクタ結合など)
4. 接続(コネクタ)の選択施工(防水要否、電流値確認など)
5. 配線の施工(固定方法、固定間隔、間隙確保や保護材追加など)

・・・など、専門的な知識や技術に基づく配慮の上での施工(修理)が必要です。
※既設のハーネスやヒューズの改造にも、専門的な知識や技術が必要です。また、ハーネスを強く引っ張ったり、電気機器に水をかけたり、強い衝撃を与えたりしないでください。


● 車齢が古くなったら(10年程度が目安・・・)、リニューアル(リフレッシュ工事)などの際に、電気配線なども入念に点検を行ってください！

■運転操作ミスや整備作業ミスなどの防止のためのポイント

1. 不適切な運転操作など(運転操作ミス)

部位(事象)	ポイント(注意点)	火災発生のメカニズム
パーキングブレーキの戻し忘れ (スプリングブレーキの戻し忘れ)	・戻し忘れによるブレーキの引きずり。(いつもより加減が悪くないか) ・解除されていることを警告灯・消灯で確認。	・ブレーキの戻り不良から引きずりを起こし、ブレーキが過熱して発火、火災を起こします。 
エア圧	・エア圧力が低いまま走行を継続。	
ドライバー席での落下物	・ペン、ライターなどの落下物が、パーキングブレーキレバーや、ブレーキペダルに噛み込む。	・スイッチやリレーなどに浸入した液体により、接点が錆びて過熱したり、ショートを起こしたりして、発火します。
ドライバー席のフロアマット	・マットの端を、ブレーキペダルに噛み込み、ブレーキ引きずりを起こす。(しっかり固定しておく)	
飲み物などの不始末	・コーヒー、ジュースなどの飲み物を、メーターパネル付近、スイッチパネルなどへ、こぼす。	・可燃物が、エンジンや排気ガスの熱で、または、排気管などの高温部に触れて、発火、火災を起こします。
不適切な清掃(洗車)	・水洗いによる電気機器への水浸入。	
エンジンルーム内の可燃物	・エンジンルーム内に可燃物、異物の放置。	・異常発生により発火したりします。
不適切な場所でのDPF再生	・テールパイプ付近に可燃物があるなど、不適切な場所でのDPFの再生。	
各種警告灯の点灯	・点灯・消灯の確認。(異常をそのままにしない)	

2. 不適切な点検整備など(整備作業ミス)

部位(事象)	ポイント(注意点)	火災発生のメカニズム
ウェス、軍手などの置き忘れ	・エンジンルームや排気装置付近へのウェスや軍手(可燃物)の置き忘れ。	・可燃物が、エンジンや排気ガスの熱で、または、排気管などの高温部に触れて、発火、火災を起こします。
スクリュウ、プラグなどの締め忘れ(過締め付け)	・ドレインプラグやエア抜きスクリュウなどの締め忘れ、または締め過ぎによる破損。	・燃料やオイルが漏れ出し、排気管などの高温部に触れて火災を起こします。 
ハーネス、ホースなどの不適切な固定、折り曲げ	・ハーネスやホースが擦れたり、干渉したりして、亀裂・穴あきなどを起こす。	
バッテリー交換時の不適切な作業	・ターミナルの接続不良。	・接続ターミナル、ハーネスの緩みから、ショートを起こし、発火に至ります。
不適切なバルブ(球)交換	・ディスチャージヘッドランプバルブの誤った交換作業。	・接触不良、放電から、発火に至ります。
不適切なブレーキ液交換作業	・不適切な作業によって、ブレーキに残圧が残る。	・ブレーキの戻り不良から引きずりを起こし、ブレーキが過熱して発火に至ります。
ハブベアリングのプレロード不良	・12か月点検時など、ホイールハブ脱着時の不適切な作業によるベアリングプレロードの過大。	・プレロード過大から、ハブベアリングが過熱、漏れたブレーキ液やベアリンググリスから発火に至ります。
グリースやオイルの過多	・給油脂箇所に、適量以上のグリースやオイルを給油脂する。	・あふれた油脂が、排気管などの高温部に触れて発火に至ります。
不適切な後工事作業	・溶接作業や穴あけ作業で、ハーネスやホースを気付かずに傷つける。 ・不適切な配線、配管(ホース)の後付け。	・傷ついたホースから燃料やオイルが漏れ出す、傷ついたハーネスがショートを起こすなどして、発火に至ります。

3. その他

部位(事象)	ポイント(注意点)	備考
消火器	・きちんと所定の場所に格納されているか。 ・有効期限は大丈夫か。使用方法を熟知しているか。	いざというときに機能しないと困ります。
非常口 (ドア・非常コック)	・扉の開閉機能、警報装置の作動は点検しているか。 ・開閉操作(使用方法)を熟知しているか。	
エンジンルーム火災警報装置	・警報機能は大丈夫か。(オプション装備)	
その他	車両火災を起こすまでには、予兆があります。予兆を見逃さずに点検整備を行います。	

【留意点】

➡ 運行時の異変や、各種警告灯の点灯などにも注意して、異状を見逃さずに点検整備を行います。

■点検整備の時期など

● これまでに示した「点検整備のポイント」に関連する法定点検項目を示します。

点検箇所		点検項目	運行前点検	定期点検
原動機	燃料装置	燃料漏れ		3か月
	潤滑装置	エンジンオイルの量	●(＊)	
		オイル漏れ		3か月
	本体	シリンダーヘッドとマニホールド各部の締付状態		12か月
	冷却装置	冷却水の量	●(＊)	
水漏れ			12か月	
	エキゾーストパイプ及びマフラー	取付けの緩み及び損傷		3か月(距離)
発塵防止	一酸化炭素等発塵防止装置	触媒等排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		12か月
かじ取り	パワーステアリング装置	オイル漏れ、オイル量		3か月(距離)
		取付けの緩み		12か月
制動	ブレーキペダル	踏みしろ、ブレーキの効き、ブレーキバルブの排気音	●	
		遊び、踏み込んだときの床板とのすき間		3か月
		ブレーキの効き具合		3か月
	駐車ブレーキ	引きしろ(レバーの保持、排気音)	●	3か月
		ブレーキの効き具合		3か月
	センターブレーキ	ドラムとライニングのすき間		3か月
	リザーバータンク	ブレーキ液の量	●	3か月
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態		3か月
	ホイールシリンダー、ディスクキャリア等	機能、摩耗、損傷		12か月
	ブレーキチャンバー	ロッドのストローク		3か月
		機能		12か月
	ブレーキバルブ、リレーバルブ等	機能		12か月
	倍力装置(ブレーキプaster)	機能		12か月
ブレーキドラム、ブレーキシュー	ドラムとライニングのすき間		3か月	
	シューの摺動部分及びライニングの摩耗		3か月(距離)	
動力伝達	トランスミッション	オイル漏れ、オイル量		3か月(距離)
	デファレンシャル	オイル漏れ、オイル量		3か月(距離)
走行	ホイール	タイヤの、空気圧、取付けの状態、亀裂、損傷、異状な摩耗、溝の深さ	●(溝深さ＊)	
		タイヤの状態		3か月(距離)
		フロントホイールベアリングのがた		3か月(距離)
		リアホイールベアリングのがた		12か月
電気	バッテリー	ターミナル部の接続状態		3か月
	電気配線	接続部の緩み及び損傷		3か月
エアコンプレッサー	エアータンクの凝水	●	3か月	

※日常点検の(＊)は、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に行えばよいものを示します。また、定期点検の(距離)は、走行距離を併用する距離項目を示します。

● これまでに示した「点検整備のポイント」に関連する「メーカー指定点検」及び「定期交換部品」を示します。

点検箇所		メーカー指定点検	定期交換部品	
原動機	(1)燃料装置	燃料フィルター、燃料ホース	○	
	(2)潤滑装置	エンジンオイル、オイルフィルター、(オイルホース)	○	
	(3)排気装置	排気ガス後処理装置(後付けも含む)	(○)	
		冷却水		○
	(4)冷却装置/その他	冷却水ホース(ラジエーターホース)		(○)
パワーステアリングホース			○	
ターボチャージャー		○		
制動装置	(1)ブレーキ用各種バルブ類	ブレーキペダル(バルブ)、ブレーキ倍力装置、その他各種バルブ類(リレーバルブ等)	○	
	(2)駐車ブレーキ	スプリングチャンバー	○	
		パーキングブレーキレバー	(○)	
	(3)主ブレーキ	エキスパンダー(ホイールシリンダー)	○	
(4)ブレーキフルード/エアライン	エアードライヤー、ブレーキフルード、ブレーキホース(エアホース)	○		
走行装置	(1)トランスミッション	トランスミッションオイル	○	
		オイルフィルター、オイルホース	(○)	
	(2)デファレンシャル	デファレンシャルオイル	○	
(3)ホイールハブ	ハブグリス	○		

※(○)は、設定がある場合と無い場合があります。また、メーカー指定点検、定期交換部品は、車種や車両によって異なりますので、各自動車メーカーの提供している情報(メンテナンスノート等)を、参照してください。

さいごに

もしもバス火災事故が発生してしまったら・・・

もしも、バス火災事故が発生してしまった場合には、あわてずに乗客・乗員の安全を最優先に考えて行動するようにしてください。

当たり前のことですが、火災発生時の留意点を以下に示します。

《留意点》

- 異状を感じたら、すみやかに安全な場所に停車し、乗客の避難誘導を行うようにしてください。
(日頃からの避難訓練の実施が望ましい)
- 車載の消火器で消火が困難な場合には、無理をせず消防・警察等へ連絡するとともに、運行管理者や整備管理者に連絡して、指示をあおぐようにしてください。

※公益社団法人日本バス協会が車両火災時の避難誘導などについてとりまとめた「車両火災発生等緊急時における統一対応マニュアル」等も参考にしてください。

(URL:<http://www.bus.or.jp/anzen/pdf/kinkyuman.pdf>)

なお、車両火災事故は、自動車事故報告規則に基づく事故報告の対象となりますので、忘れずに運輸支局等に提出するようにしてください。

提出された事故報告をもとに火災事故を類型化して分析し、再び同様の火災事故を起こさぬように対策を講じることが可能となるためです。

点検整備を入念に行って、車両火災の発生を防ぎましょう！



(2) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自整第38号の3
国自環第32号の3
平成28年5月12日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

別添

国自整第38号
国自環第32号
平成28年5月12日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自
車第880号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正
することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自車第880号
 改正 平成28年5月12日付け国自環第32号、国自整第38号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨
1. ～19. (略)	記載例	1. ～19. (略)	記載例
20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB <u>平成28年騒音規制車、騒音カテゴリM1A1A/近接排気騒音値85dB/測定回転数3,750rpm</u> <u>(旧基準適用時測定回転数4,500rpm)</u>	20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB
目次 (略)		目次 (略)	
第1章 総則 (略)		第1章 総則 (略)	
第2章 職権による打刻等 (略)		第2章 職権による打刻等 (略)	
第3章 自動車の検査 (事務関係)		第3章 自動車の検査 (事務関係)	
3-1～3-4-19 (略)		3-1～3-4-19 (略)	
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。		3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。	

	<p>又は第51号による近接排気騒音の測定回転数及び細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数</p>		
<p>21.～39. (略)</p> <p>3-4-21～6-8 (略)</p> <p><u>附 則 (平成28年5月12日 国自環第32号、国自整第38号)</u> <u>本改正規定は、平成28年5月12日から適用する。</u></p> <p>別表第1～別表第2 (略) 第1号様式～第6号様式 (略) 別添1～別添2 (略)</p>		<p>21.～39. (略)</p> <p>3-4-21～6-8 (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>別表第1～別表2 (略) 第1号様式～第6号様式 (略) 別添1～別添2 (略)</p>	

(3) 点検整備料金の請求に関する注意喚起について

国自整第83号
平成28年7月1日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

点検整備料金の請求に関する注意喚起について

今般、大阪府内の自動車分解整備事業者が、メンテナンス契約を交わしたリース会社に対し、平成16年6月から平成27年12月までの長期間にわたり合計2,000件以上、整備作業又は交換していない部品の料金を水増し請求していた事案が判明しました。

当該事案は、道路運送車両法第91条の3及び同法施行規則第62条の2の2に規定されている自動車分解整備事業者の遵守事項違反に該当し、自動車整備事業全体の社会的信頼を失墜させ、かつ、点検整備の促進を根幹から揺るがしかねない行為であり、誠に遺憾であります。

つきましては、同様な事案の発生を未然に防止するため、点検整備料金の請求が適切に実施されているかを社内点検し、従業員の教育を含めた適切な管理を徹底するよう貴会傘下会員に対して注意喚起していただくようお願いいたします。

(4)三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について

国自整第127号の4
平成28年7月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について

三菱ふそうトラック・バス株式会社の大・中型バスの車両床下部（フロントタイヤハウス部又はリヤタイヤハウス部）において、適切な点検・整備が実施されていないため錆が発生して腐食が進行すると、部材の板厚の減少や穴あきに至り、強度低下による破断・破壊が発生します。特に、独立懸架車において、フロントタイヤハウス部のセンターメンバーが腐食すると、最悪の場合、ロアアームが脱落してハンドル操作が不能となります。これまでハンドル操作不能の不具合情報は8件あり、人身事故が3件発生しています。

このため、同社はホームページへ点検要領書等を掲載したほか、平成28年4月開始のサービスキャンペーンにより、昭和52年12月～平成28年4月に生産された、大型バス「エアロバス」「エアロスター」「エアロエース」「エアロクイーン」「エアロキング」（車両）及び中型バス「エアロミディ」の使用者に対し、定期点検項目「車枠及び車体」の緩み及び損傷の点検方法として、1年に一回の打音点検によることを追加したメンテナンスノートの追補版と点検実施要領をダイレクトメールで配布するとともに、車両床下部の点検を呼び掛けています。《参考資料参照》

このサービスキャンペーンに併せ、特に点検の必要性の高い製造年が平成19年以前の独立懸架車14,788台について、同社系列の販売店が電話又は訪問により使用者へコンタクトを行い、点検の実施を呼びかけるとともに結果の把握を行ってききましたが、点検結果が把握できたのは3,162台であり、うち33台は運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にありました（平成28年7月10日現在）。なお、当該33台は地方運輸局等を通じ運行停止等の対応が取られていることを確認済みです。

今般同社は、未だ点検結果が分からない車両11,626台を中心に、点検の促進・徹底を図るため、①販売会社からの連絡に加え、同社にコールセンターを設置し8月19日までに使用者へコンタクト②同社系列の販売店において、10月末までを無料期間に設定し、無料点検を実施することとしました。

つきましては、下記事項について、傘下会員事業者に周知方よろしくお願ひしま

す。また、別添のとおり関係者に通知しましたので、了知願います。

記

1. サービスキャンペーンの対象の大・中型バスについて、下回りの点検又は車検を行う場合には、ふそうが公表している「三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（整備者様向け）」を参考に適切に対応すること。

別添 1 公益社団法人日本バス協会会長あての通知

別添 2 独立行政法人自動車技術総合機構理事長あての通知

別添 3 各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あての通知

《参考資料》

三菱ふそうトラック・バス株式会社が提供している情報

- バスのフレームを錆から守る整備術（使用者様向け）

<http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf>

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（整備者様向け）

http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_BusUnderFloorMaintenance.pdf

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（簡易版）

http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_SimpleBusUnderFloorMaintenance.pdf

- 平成 28 年 3 月 24 日 [サービスキャンペーン] ふそうエアロミディ、エアロバス、エアロエース、エアロスター、エアロクイーン、エアロキングの緩衝装置（緩衝装置の取付部）に関するサービスキャンペーンについて

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/news/recall/160324/SC160324_02.html

国自整第127号
平成28年7月26日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について

三菱ふそうトラック・バス株式会社の大・中型バスの車両床下部（フロントタイヤハウス部又はリヤタイヤハウス部）において、適切な点検・整備が実施されていないため錆が発生して腐食が進行すると、部材の板厚の減少や穴あきに至り、強度低下による破断・破壊が発生します。特に、独立懸架車において、フロントタイヤハウス部のセンターメンバーが腐食すると、最悪の場合、ロアアームが脱落してハンドル操作が不能となります。これまでハンドル操作不能の不具合情報は8件あり、人身事故が3件発生しています。

このため、同社はホームページへ点検要領書等を掲載したほか、平成28年4月開始のサービスキャンペーンにより、昭和52年12月～平成28年4月に生産された、大型バス「エアロバス」「エアロスター」「エアロエース」「エアロクイーン」「エアロキング」（車両）及び中型バス「エアロミディ」の使用者に対し、定期点検項目「車枠及び車体」の緩み及び損傷の点検方法として、1年に一回の打音点検によることを追加したメンテナンスノートの追補版と点検実施要領をダイレクトメールで配布するとともに、車両床下部の点検を呼び掛けています。《参考資料参照》

このサービスキャンペーンに併せ、特に点検の必要性の高い製造年が平成19年以前の独立懸架車14,788台について、同社系列の販売店が電話又は訪問により使用者へコンタクトを行い、点検の実施を呼びかけるとともに結果の把握を行ってききましたが、点検結果が把握できたのは3,162台であり、うち33台は運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にありました（平成28年7月10日現在）。なお、当該33台は地方運輸局等を通じ運行停止等の対応が取られていることを確認済みです。

今般同社は、未だ点検結果が分からない車両11,626台を中心に、点検の促進・徹底を図るため、①販売会社からの連絡に加え、同社にコールセンター等を設置し8月19日までに使用者へコンタクト②同社系列の販売店において、10月末までを無料期間に設定し、無料点検を実施することとしました。

つきましては、下記事項について、傘下会員事業者に周知方よろしくお願ひしま

す。また、別添のとおり関係者に通知しましたので、了知願います。

記

1. サービスキャンペーンの対象の大・中型バスについて、車両床下部の点検を適切に実施すること。
2. 特に、製造年が平成 19 年以前の独立懸架車についてコールセンター等より無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。
3. 点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。

別添 1 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あての通知

別添 2 独立行政法人自動車技術総合機構理事長あての通知

別添 3 各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あての通知

《参考資料》

三菱ふそうトラック・バス株式会社が提供している情報

- バスのフレームを錆から守る整備術（使用者様向け）

<http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf>

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（整備者様向け）

http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_BusUnderFloorMaintenance.pdf

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（簡易版）

http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_SimpleBusUnderFloorMaintenance.pdf

- 平成 28 年 3 月 24 日 [サービスキャンペーン] ふそうエアロミディ、エアロバス、エアロエース、エアロスター、エアロクイーン、エアロキングの緩衝装置（緩衝装置の取付部）に関するサービスキャンペーンについて

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/news/recall/160324/SC160324_02.html

国自整第 1 2 7 号の 5
平成 2 8 年 7 月 2 6 日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長

三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について

三菱ふそうトラック・バス株式会社の大・中型バスの車両床下部（フロントタイヤハウス部又はリヤタイヤハウス部）において、適切な点検・整備が実施されていないため錆が発生して腐食が進行すると、部材の板厚の減少や穴あきに至り、強度低下による破断・破壊が発生します。特に、独立懸架車において、フロントタイヤハウス部のセンターメンバーが腐食すると、最悪の場合、ロアアームが脱落してハンドル操作が不能となります。これまでハンドル操作不能の不具合情報は 8 件あり、人身事故が 3 件発生しています。

このため、同社はホームページへ点検要領書等を掲載したほか、平成 28 年 4 月開始のサービスキャンペーンにより、昭和 52 年 12 月～平成 28 年 4 月に生産された、大型バス「エアロバス」「エアロスター」「エアロエース」「エアロクイーン」「エアロキング」（車両）及び中型バス「エアロミディ」の使用者に対し、定期点検項目「車枠及び車体」の緩み及び損傷の点検方法として、1 年に一回の打音点検によることを追加したメンテナンスノートの追補版と点検実施要領をダイレクトメールで配布するとともに、車両床下部の点検を呼び掛けています。《参考資料参照》

このサービスキャンペーンに併せ、特に点検の必要性の高い製造年が平成 19 年以前の独立懸架車 14,788 台について、同社系列の販売店が電話又は訪問により使用者へコンタクトを行い、点検の実施を呼びかけるとともに結果の把握を行ってききましたが、点検結果が把握できたのは 3,162 台であり、うち 33 台は運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にありました（平成 28 年 7 月 10 日現在）。なお、当該 33 台は地方運輸局等を通じ運行停止等の対応が取られていることを確認済みです。

今般同社は、未だ点検結果が分からない車両 11,626 台を中心に、点検の促進・徹底を図るため、①販売会社からの連絡に加え、同社にコールセンターを設置し 8 月 19 日までに使用者へコンタクト②同社系列の販売店において、10 月末までを無料期間に設定し、無料点検を実施することとしました。

つきましては、下記事項について留意の上、業務に当たられますようよろしくお

願います。また、別添のとおり関係者に通知していますので、了知願います。

記

1. サービスキャンペーンの対象の大・中型バスの検査をする場合には、点検ハンマーによる打音検査等により車両床下部の錆による腐食の有無を確認するなど、適切な検査に遺漏のないこと

別添 1 公益社団法人日本バス協会会長あての通知

別添 2 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あての通知

別添 3 各地方運輸局自動車技術安全部長及び内閣府沖縄総合事務局運輸部長あての通知

《参考資料》

三菱ふそうトラック・バス株式会社が提供している情報

- バスのフレームを錆から守る整備術（使用者様向け）

<http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf>

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（整備者様向け）

http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_BusUnderFloorMaintenance.pdf

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（簡易版）

http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_SimpleBusUnderFloorMaintenance.pdf

- 平成 28 年 3 月 24 日 [サービスキャンペーン] ふそうエアロミディ、エアロバス、エアロエース、エアロスター、エアロクイーン、エアロキングの緩衝装置（緩衝装置の取付部）に関するサービスキャンペーンについて

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/news/recall/160324/SC160324_02.html

国自整第127号の2
平成28年7月26日

各地方運輸局自動車技術安全部長
 沖縄総合事務局運輸部長

} 殿 (単名各通)

国土交通省自動車局整備課長
(公印省略)

三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について

三菱ふそうトラック・バス株式会社の大・中型バスの車両床下部（フロントタイヤハウス部又はリヤタイヤハウス部）において、適切な点検・整備が実施されていないため錆が発生して腐食が進行すると、部材の板厚の減少や穴あきに至り、強度低下による破断・破壊が発生する。特に、独立懸架車において、フロントタイヤハウスのセンターメンバーが腐食すると、最悪の場合、ロアアームが脱落してハンドル操作が不能となる。これまでハンドル操作不能の不具合情報は8件あり、人身事故が3件発生している。

このため、同社はホームページへ点検要領書等を掲載したほか、平成28年4月開始のサービスキャンペーンにより、昭和52年12月～平成28年4月に生産された、大型バス「エアロバス」「エアロスター」「エアロエース」「エアロクイーン」「エアロキング」（車両）及び中型バス「エアロミディ」の使用者に対し、定期点検項目「車枠及び車体」の緩み及び損傷の点検方法として、1年に一回の打音点検によることを追加したメンテナンスノートの追補版と点検実施要領をダイレクトメールで配布するとともに、車両床下部の点検を呼び掛けている。《参考資料参照》

このサービスキャンペーンに併せ、特に点検の必要性の高い製造年が平成19年以前の独立懸架車14,788台について、同社系列の販売店が電話又は訪問により使用者へコンタクトを行い、点検の実施を呼びかけるとともに結果の把握を行ってきたが、点検結果が把握できたのは3,162台であり、うち33台は運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあった（平成28年7月10日現在）。なお、当該33台は地方運輸局等を通じ運行停止等の対応が取られていることを確認済みである。

今般同社は、未だ点検結果が分からない車両11,626台を中心に、点検の促進・徹底を図るため、①販売会社からの連絡に加え、同社にコールセンターを設置し8月19日までに使用者へコンタクト②同社系列の販売店において、10月末までを無料期間に設定し、無料点検を実施することとなった。

については、下記のとおり対応するよう管内運輸支局に周知願いたい。また、別添のとおり関係者に通知したので、了知願いたい。

記

1. バス協会会員外のバス事業者であって、サービスキャンペーンの対象の大・中型バスを保有する者に対して、以下を指導すること。
 - ① サービスキャンペーンの対象の大・中型バスについて、車両床下部の点検を適切に実施すること。
 - ② 特に、製造年が平成 19 年以前の独立懸架車についてコールセンター等より無料点検の案内があった場合には、速やかにこれに応ずること。
 - ③ 点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。
2. 国土交通省自動車局整備課では、ふそうから運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等に通知するので、修理が完了するまで運行を中止するようバス事業者等を指導すること。

別添 1 公益社団法人日本バス協会会長あての通知

別添 2 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あての通知

別添 3 独立行政法人自動車技術総合機構理事長あての通知

《参考資料》

三菱ふそうトラック・バス株式会社が提供している情報

- バスのフレームを錆から守る整備術（使用者様向け）

[http://www.mitsubishi-](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf)

[fuso.com/core/pdf/jp/service/service/ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf)

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（整備者様向け）

[http://www.mitsubishi-](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_BusUnderFloorMaintenance.pdf)

[fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_BusUnderFloorMaintenance.pdf](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_BusUnderFloorMaintenance.pdf)

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（簡易版）

[http://www.mitsubishi-](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_SimpleBusUnderFloorMaintenance.pdf)

[fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_SimpleBusUnderFloorMaintenance.pdf](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_SimpleBusUnderFloorMaintenance.pdf)

- 平成 28 年 3 月 24 日 [サービスキャンペーン] ふそうエアロミディ、エアロバス、エアロエース、エアロスター、エアロクイーン、エアロキングの緩衝装置（緩衝装置の取付部）に関するサービスキャンペーンについて

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/news/recall/160324/SC160324_02.html

平成28年7月26日

自動車局整備課

三菱ふそうトラック・バス(株)製の大・中型バスについて 車両床下部の腐食に関する無料点検を速やかに受けてください

三菱ふそうトラック・バス株式会社（以下「ふそう」）は、大・中型バスのうち、独立懸架式構造で概ね製造後10年目以上（製造年が平成19年以前）のバスについて、車両床下部の錆による腐食に関し、同社系列の販売店において無料点検を開始しました。

腐食が進行すると最悪の場合、ハンドル操作が不能となりますので、対象車両の使用者は、速やかに無料点検を受けてください。

1. 不具合の内容【別紙1参照】

- 大・中型バスの車両床下部において、適切な点検・整備が実施されていないため錆が発生して腐食が進行すると、部材の板厚の減少や穴あきに至り、強度低下による破断・破壊が発生します。
- 特に、独立懸架車において、フロントタイヤハウス部のセンターメンバーが腐食すると、最悪の場合、ロアアームが脱落してハンドル操作が不能となります。これまで人身事故が3件発生しています。

2. ふそうによる無料点検等の内容【別紙2参照】

- ふそうはホームページへ点検要領書等を掲載したほか、平成28年4月開始のサービスキャンペーンにより、同社製バスの使用者に対し、車両床下部の点検等と呼び掛けています。
- 今般同社は、未だ点検結果が分からない車両（11,626台）を中心に、点検の促進・徹底を図るため、以下のとおり対応することとしました。
 - 販売会社からの連絡に加え、同社にコールセンターを設置し8月19日までに使用者へコンタクト
 - 同社系列の販売店において、無料点検を実施（10月末までを無料期間に設定）

3. 国土交通省の対応【別紙3参照】

国土交通省では、これまでも事故発生の度にバス事業者に対し点検を呼びかける等してきましたが、本日改めて関係者（バス事業者等、整備事業者、（独）自動車技術総合機構、各地方運輸局及び運輸支局等）に対して、適切な点検整備の速やかな実施、及び所要の対策等の通知を行いました。

○添付資料

- 別紙1 不具合の内容
- 別紙2 ふそうによる無料点検等の内容
- 別紙3 国土交通省の対応
- 別紙4 三菱ふそうトラック・バスの大・中型バスの車両床下部の腐食点検について（国自整第127号）
- 別紙5 同上（国自整第127号の2）
- 別紙6 同上（国自整第127号の3）
- 別紙7 同上（国自整第127号の4）
- 別紙8 同上（国自整第127号の5）

＜お問い合わせ先＞

自動車局整備課 平川、玉屋

TEL：03-5253-8589（直通）

TEL：03-5253-8111（代表）、内線 42426

FAX：03-5253-1639

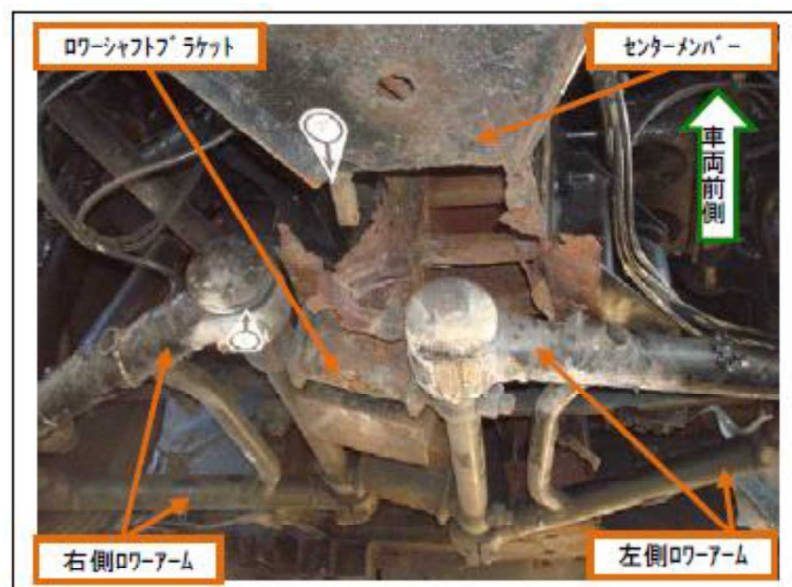
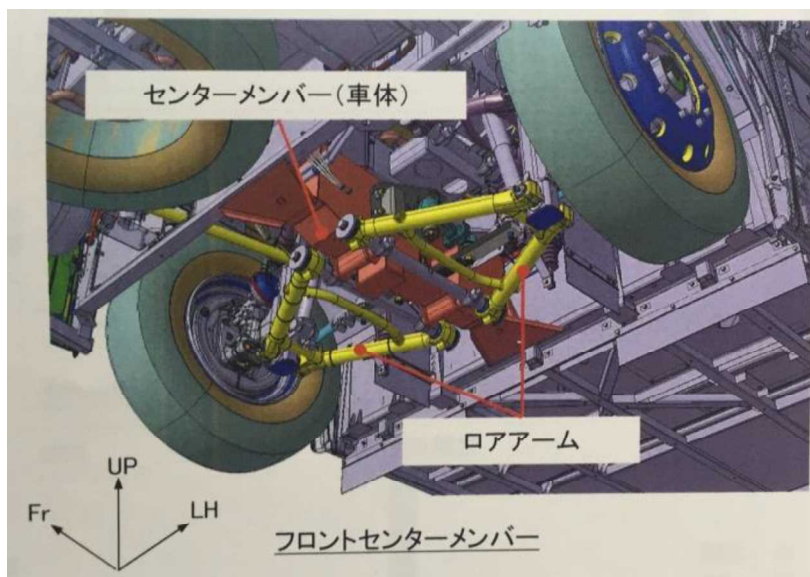
不具合の内容

- 大・中型バスの車両床下部（フロントタイヤハウス部又はリヤタイヤハウス部）において、適切な点検・整備が実施されていないため錆が発生して腐食が進行すると、部材の板厚の減少や穴あきに至り、強度低下による破断・破壊が発生します。
- 特に、独立懸架車において、フロントタイヤハウス部のセンターメンバーが腐食すると、最悪の場合、ロアアームが脱落してハンドル操作が不能となります。これまでハンドル操作不能の不具合情報は 8 件あり、人身事故が 3 件発生（※）しています。

【※】平成 25 年 11 月 1 日発生（乗客 5 名軽傷）、平成 26 年 10 月 24 日発生（巻き込んだ車両の運転手軽傷）、平成 27 年 11 月 12 日発生（乗客 1 名重傷、6 名軽傷）

独立懸架車の不具合の例

センターメンバーが腐食するとロアアームが脱落しハンドル操作が不能となる。



三菱ふそうトラック・バス(株)より提供

ふそうによる無料点検等の内容

- ふそうはホームページへ点検要領書等を掲載（※1）したほか、平成28年4月開始のサービスキャンペーン（※2）により、昭和52年12月～平成28年4月に生産された、大型バス「エアロバス」「エアロスター」「エアロエース」「エアロクイーン」「エアロキング」（車両）及び中型バス「エアロミディ」の使用者に対し、定期点検項目「車枠及び車体」の緩み及び損傷の点検方法として1年に一回の打音点検によることを追加したメンテナンスノートの追補版と点検実施要領をダイレクトメールで配布するとともに、車両床下部の点検を呼び掛けています。対象車両は84,561台でありうち登録状態にあるのは38,897台です。

【※1】 ふそうの関連ホームページ

- バスのフレームを錆から守る整備術（使用者様向け）

<http://www.mitsubishi->

[fuso.com/core/pdf/jp/service/service/ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/ForUserBusUnderFloorMaintenance.pdf)

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（整備者様向け）

<http://www.mitsubishi->

[fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_BusUnderFloorMaintenance.pdf](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_BusUnderFloorMaintenance.pdf)

- 三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（簡易版）

<http://www.mitsubishi->

[fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_SimpleBusUnderFloorMaintenance.pdf](http://www.mitsubishi-fuso.com/core/pdf/jp/service/service/160512_SimpleBusUnderFloorMaintenance.pdf)

【※2】 ふそうの関連ホームページ

- 平成28年3月24日【サービスキャンペーン】 ふそうエアロミディ、エアロバス、エアロエース、エアロスター、エアロクイーン、エアロキングの緩衝装置（緩衝装置の取付部）に関するサービスキャンペーンについて

http://www.mitsubishi-fuso.com/jp/news/recall/160324/SC160324_02.html

- このサービスキャンペーンに併せ、特に点検の必要性の高い製造年が平成19年以前の独立懸架車14,788台について、同社系列の販売店が電話又は訪問により使用者へコンタクトを行い、点検の実施を呼びかけるとともに結果の把握を行ってきましたが、点検結果が把握できたのは3,162台であり、うち33台は運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にありました（平成28年7月10日現在）。なお、当該33台は地方運輸局等を通じ運行停止等の対応が取られていることを確認済みです。
- 今般同社は、未だ点検結果が分からない車両11,626台を中心に、点検の促進・徹底を図るため、以下のとおり対応することとしました。
 - 販売会社からの連絡に加えて、同社にコールセンターを設置し8月19日までに使用者へコンタクト
 - 同社系列の販売店において、無料点検を実施（10月末までを無料期間に設定）

製造年	独立懸架車	その他
平成 20 年～28 年	5,299 台	18,810 台
平成 19 年以前	14,788 台 (点検結果把握 3,162 台。うち運行停止要が 33 台)	
合計	38,897 台	

国土交通省の対応

国土交通省では、これまでも事故発生の度にバス事業者に対し点検を呼びかける等してきましたが、本日改めて関係者に対して通知を行いました。概要は、以下の通りです。

- ① バス事業者等への通知概要（公益社団法人日本バス協会を通じ通知又は運輸支局等から通知する）
 - サービスキャンペーンの対象の大・中型バスについて、車両床下部の点検を適切に実施すること。
 - 特に、製造年が平成 19 年以前の独立懸架車についてコールセンターから無料点検の案内があった場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。
 - 点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。

- ② 整備事業者への通知概要
 - サービスキャンペーンの対象の大・中型バスについて、下回りの点検又は車検を行う場合には、ふそうが公表している「三菱ふそうバス車両床下の防錆点検と補修要領（整備者様向け）」を参考に適切に対応すること。

- ③ 独立行政法人自動車技術総合機構への通知概要
 - サービスキャンペーンの対象の大・中型バスの検査をする場合には、点検ハンマーによる打音検査等により車両床下部の錆による腐食の有無を確認するなど、適切な検査に遺漏のないこと。

- ④ 各地方運輸局及び運輸支局等への通知概要
 - 国土交通省自動車局整備課では、ふそうから運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等に通知するので、修理が完了するまで運行を中止するようバス事業者等を指導すること。

(5) いすゞ自動車(株)製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検
について

国自整第151号の4
平成28年8月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

いすゞ自動車(株)製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検
について

いすゞ自動車(株)製大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。特に、フロントショックアブソーバー(右側)が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。これまでハンドル操作不能の物損事故が3件発生しています。

このため、同社は平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、平成4年7月から平成17年8月に生産された、大型観光バスの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。

つきましては、下記事項について、貴会傘下会員事業者にも周知方よろしく願います。また、公益社団法人日本バス協会、各地方運輸局等、独立行政法人自動車技術総合機構あてに通知しましたので、了知願います。

記

1. サービスキャンペーンの対象の車両について、ショックアブソーバーの点検又は車検を行う場合には、いすゞが公表している「大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。

2. いすゞ自動車（株）の無料点検を受けていない車両については、使用者に当該点検を受けるようアドバイスすること。

《参考資料》

いすゞ自動車(株)が提供している情報

- 平成 28 年 8 月 26 日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法についてのお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

平成28年8月26日

自動車局整備課

いすゞ自動車(株)製の大型観光バスについて
ショックアブソーバー腐食に関する無料点検を速やかに受けてください

いすゞ自動車株式会社（以下「いすゞ」）は、大型バスのうち、平成4年7月から平成17年8月に製造した観光バスタイプの車両について、ショックアブソーバーの腐食に関し、同社系列の販売店において本日（8月26日）より無料点検を開始しました。

腐食が進行すると最悪の場合、ハンドル操作が不能となりますので、対象車両の使用者は、速やかに無料点検を受けてください。

1. 不具合の内容【別紙1参照】

- 大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。特に、フロントショックアブソーバー（右側）が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。
- これまでに、同種事象により高速道路上で2件、一般道路上で1件の物損事故が発生しています。

2. いすゞによる無料点検の内容【別紙2参照】

- いすゞは平成28年8月26日よりサービスキャンペーンを開始し、対象のバスの使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。
- 無料点検の内容は、前輪のショックアブソーバーについては、取り付け部を取り外してスタッドボルト部及びカラーの折損、腐食、減肉を点検するとともに、後輪のショックアブソーバーについては、取り付け部の状態を目視、手感により点検します。
- なお、無料点検の結果、前輪及び後輪共にスタッドボルト部及びカラーに折損や錆による減肉が認められた場合には、ショックアブソーバー又はカラーを交換（有償）することを促します。

3. 国土交通省の対応【別紙3参照】

国土交通省では、本日、関係者（バス事業者等、整備事業者、（独）自動車技術総合機構、各地方運輸局等）に対して、適切な点検整備の速やかな実施、及び所要の対策等の通知を行いました。

○添付資料

- 別紙1 不具合の内容
- 別紙2 いすゞによる無料点検の内容
- 別紙3 国土交通省の対応
- 別紙4 いすゞ自動車(株)製大型観光バスのショックアブソーバー腐食点検について（国自整第151号）
- 別紙5 同上（国自整第151号の2）
- 別紙6 同上（国自整第151号の3）
- 別紙7 同上（国自整第151号の4）
- 別紙8 同上（国自整第151号の5）

＜お問い合わせ先＞

自動車局整備課 平川、玉屋

TEL：03-5253-8589（直通）

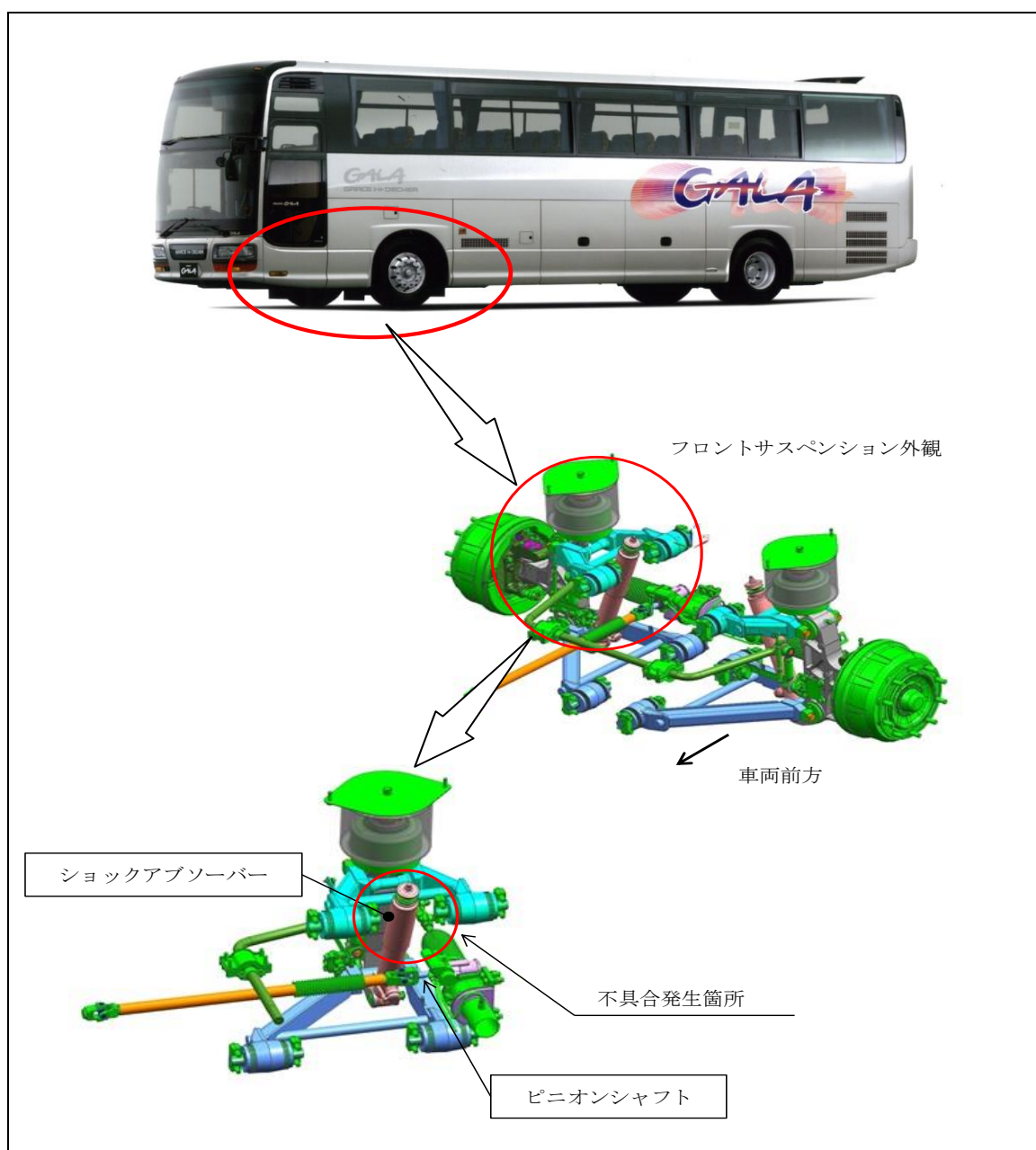
FAX：03-5253-1639

不具合の内容

- 大型観光バスについて、融雪剤を多く使用される地域での走行等により、ショックアブソーバーの取付部が腐食することがあります。適切な点検・整備がなされずにそのまま長期間使用を続けると、腐食が進行してショックアブソーバーが折損する場合があります。
- 特に、フロントショックアブソーバー（右側）が折損すると、ショックアブソーバーが倒れてハンドル操作機構のピニオンシャフトに干渉し、最悪の場合、ハンドル操作が不能となるおそれがあります。これまでハンドル操作不能による物損事故が3件発生(※)しています。

【※】平成25年7月29日発生（一般道）、平成26年12月8日発生（高速道路）、平成27年4月29日発生（高速道路）

不具合箇所



いすゞによる無料点検の内容

- いすゞは平成 28 年 8 月 26 日よりサービスキャンペーン（※）を開始し、平成 4 年 7 月から平成 17 年 8 月に製造された、大型観光バスタイプの「ガーラ」「スーパークルーザー」の使用者に対し、ショックアブソーバーの無料点検を呼び掛けています。対象車両は 2,891 台です。
- 無料点検の内容は、前輪のショックアブソーバーについては、取り付け部を取り外してスタッドボルト部及びカラーの折損、腐食、減肉を点検するとともに、後輪のショックアブソーバーについては、取り付け部の状態を目視、手感により点検します。
- なお、無料点検の結果、前輪及び後輪共にスタッドボルト部及びカラーに折損や錆による減肉が認められた場合には、ショックアブソーバー又はカラーを交換（有償）することを促します。

【※】 いすゞの関連ホームページ

- 平成 28 年 8 月 26 日[サービスキャンペーン]
いすゞガーラ、スーパークルーザーのサービスキャンペーンについて
<http://www.isuzu.co.jp/recall/service/1134200.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について
のお知らせ
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/160826.html>
- 大型観光バス(LV7型車)ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について
<http://www.isuzu.co.jp/oshirase/pdf/160826.pdf>

国土交通省の対応

国土交通省では、本日関係者に対して通知を行いました。概要は、以下の通りです。

- ① バス事業者等への通知概要（公益社団法人日本バス協会を通じ通知又は運輸支局等から通知する）
 - ▶ サービスキャンペーンの対象の車両について、いすゞ自動車（株）による無料点検を受けるまでの間、日常点検等の機会を捉え、ショックアブソーバーが折損していないか点検するとともに、運行中、下廻りから異音（ゴトゴト音）やハンドル操作時に引っかかり等の違和感があつた場合には、直ちに運行を中止し、ショックアブソーバーの状況について確認すること。
 - ▶ いすゞ自動車（株）より無料点検の案内があつた場合には、販売店と調整の上、速やかにこれに応ずること。
 - ▶ いすゞ自動車（株）の無料点検の結果、運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）にあるときは、修理が完了するまで運行を中止すること。また、国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車（株）から運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等を通じて使用者あてに運行を停止するよう指示をするので、了知すること。
 - ▶ 無料点検及び修理以後のショックアブソーバーの保守管理については、いすゞ自動車（株）が公表している「大型観光バス（LV7型車）ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。
- ② 整備事業者への通知概要
 - ▶ サービスキャンペーンの対象の車両について、ショックアブソーバーの点検又は車検を行う場合には、いすゞが公表している「大型観光バス（LV7型車）ショックアブソーバー取り付け部の点検方法について」を参考に適切に対応すること。
 - ▶ いすゞ自動車（株）の無料点検を受けていない車両については、使用者に当該点検を受けるようアドバイスすること。
- ③ 独立行政法人自動車技術総合機構への通知概要
 - ▶ サービスキャンペーンの対象の車両を検査する場合には、いすゞ自動車（株）販売店が行うショックアブソーバーの無料点検の実施状況を確認するとともに、当該点検を受けていない使用者に対しては速やかに点検を受けるよう促すなど、適切に対応すること。
- ④ 各地方運輸局等への通知概要
 - ▶ 国土交通省自動車局整備課では、いすゞ自動車（株）から運行停止が必要な状態（保安基準不適合状態）の車両の情報を随時入手し、関係する地方運輸局等に通知するので、修理が完了するまで運行を中止するようバス事業者等を指導すること。
 - ▶ 運送事業者等に対する各種研修等の機会を捉え、早急に無料点検を受けるようバス事業者等を指導すること。
 - ▶ 運輸支局等においては、対象車両の継続検査等の機会を捉え、早急に無料点検を受けるようバス事業者等を指導すること。

(6) 「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

国 自 整第174号の2
国官参自保第435号の2
平成28年9月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局 整 備 課 長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長に対し通知したので、貴会におかれましては、傘下会員に対し周知徹底をお願いします。

国 自 整 第 1 7 4 号
国 官 参 自 保 第 4 3 5 号
平 成 2 8 年 9 月 2 6 日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局 整 備 課 長

保障制度参事官室長

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の
取扱いについて」の一部改正について

「自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いにつ
いて」（昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393
号）を別紙新旧対照表のとおり改正したので通知する。

なお、本改正は平成28年10月1日から適用する。

自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う事務の取扱いについて
(昭和44年12月26日付け自保第342号、自整第295号、自車第1393号)

新旧対照表

新				旧			
別記 2 保険会社名略称表	略称	保険会社名	略称	別記 2 保険会社名略称表	略称	保険会社名	略称
		全国共済農業協同組合連合会	JA全共連	全国共済農業協同組合連合会	JA全共連	全国共済農業協同組合連合会	JA全共連
		同上 OO (都道府県名) 本部 (OO (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	JA OO (都道府県名)	同上 OO (都道府県名) 本部 (OO (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	JA OO (都道府県名)	同上 OO (都道府県名) 本部 (OO (都道府県名) 共済農業協同組合連合会)	JA OO (都道府県名)
		〇〇農業協同組合	JA〇〇〇	〇〇農業協同組合	JA〇〇〇	〇〇農業協同組合	JA〇〇〇
		日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
		全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
		全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
		北海道自動車交通共済協同組合	北済協	北海道自動車交通共済協同組合	北済協	北海道自動車交通共済協同組合	北済協
		東北交通共済協同組合	東北交通共済	東北交通共済協同組合	東北交通共済	東北交通共済協同組合	東北交通共済
		新潟地方交通共済協同組合	新交協	新潟地方交通共済協同組合	新交協	新潟地方交通共済協同組合	新交協
		長野県トラック交通共済協同組合	長交協	長野県トラック交通共済協同組合	長交協	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
		関東交通共済協同組合	関交協	関東交通共済協同組合	関交協	関東交通共済協同組合	関交協
		神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
		中部交通共済協同組合	中交協	中部交通共済協同組合	中交協	中部交通共済協同組合	中交協
		三重県交通共済協同組合	三交協	三重県交通共済協同組合	三交協	三重県交通共済協同組合	三交協
		近畿交通共済協同組合	近畿共済	近畿交通共済協同組合	近畿共済	近畿交通共済協同組合	近畿共済
		兵庫県交通共済協同組合	兵交協	兵庫県交通共済協同組合	兵交協	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
		岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
		中国トラック交通共済協同組合	中ト交共	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
		四国交通共済協同組合	四交協	四国交通共済協同組合	四交協	四国交通共済協同組合	四交協
		九州トラック交通共済協同組合	九ト協	九州トラック交通共済協同組合	九ト協	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
		南九州交通共済協同組合	南九共済	南九州交通共済協同組合	南九共済	南九州交通共済協同組合	南九共済
		全国自動車共済協同組合連合会	全自共	全国自動車共済協同組合連合会	全自共	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
		北海道自動車共済協同組合	北自共	北海道自動車共済協同組合	北自共	北海道自動車共済協同組合	北自共
		東北自動車共済協同組合	東北自共	東北自動車共済協同組合	東北自共	東北自動車共済協同組合	東北自共
		関東自動車共済協同組合	関自共	関東自動車共済協同組合	関自共	関東自動車共済協同組合	関自共
		中部自動車共済協同組合	中部自共	中部自動車共済協同組合	中部自共	中部自動車共済協同組合	中部自共
		近畿自動車共済協同組合	近畿自共	近畿自動車共済協同組合	近畿自共	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
		西日本自動車共済協同組合	西自共	西日本自動車共済協同組合	西自共	西日本自動車共済協同組合	西自共
		明治安田損害保険株式会社	明治安田損保	明治安田損害保険株式会社	明治安田損保	明治安田損害保険株式会社	明治安田損保

(7) ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

国自整第206号の2
平成28年11月4日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会 会長 殿
全国タイヤ商工協同組合連合会 会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

標記については、昨年、適正な車輪脱着作業の再徹底及び大型自動車（車両総重量8トン上の貨物自動車又は乗車定員30人以上の乗合自動車）の使用者による適切な保守管理の実施の啓発を図ることを目的として、（一社）日本自動車工業会、（一社）日本自動車車体工業会及び（一社）日本自動車タイヤ協会とともに周知・啓発用資料「ストップ!!ザ・車輪脱落事故」（別添）を作成するとともに、「大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪の脱落事故防止について」（平成27年9月10日付、国自整第196号）により、これを活用する等して、大型自動車の適正な車輪脱着作業を貴会傘下会員に対して徹底するよう要請していたところです。

（大型自動車に係る平成27年度の事故の状況）

今般、国土交通省が平成27年度の同種事故の発生状況を調査したところ、発生件数は41件で、前年度に比べ4件減となっているものの、ほぼ横ばいで厳しい状況となりました。

同事故の分析を行った結果、同事故の直近に行われた車輪脱着作業は、タイヤ交換やタイヤローテーション等の作業が28件（68.3%）、定期点検整備や臨時整備が8件（19.5%）となっており、また作業の実施者は、大型自動車ユーザーが22件（53.7%）、整備工場が9件（22.0%）、タイヤ専門店が5件（12.2%）となっていました。更に車輪脱着作業後2月以内に発生した事故件数は30件（73.2%）です。

平成27年11月～平成28年3月の冬期に24件と多発しており、積雪地域での発生が高い傾向にありました。

(中型トラック等に係る事故)

本年 9 月 27 日に、中央自動車道において中型トラックの車輪が脱落し、後続のトラックの運転者に衝突し、運転者が重体となる事故が発生(事故原因は明らかになっていない)するなど、中型トラック等に係る事故も発生しています。

(要請事項)

引き続き貴会傘下会員に対して、「ストップ!!ザ・車輪脱落事故」(別添)を活用する等して適正な車輪脱着作業の徹底をお願いします。

また、大型自動車の使用者に対して、一定走行後の増し締め、日常点検の確実な実施を含めて本件の再周知をお願いいたします。

さらに、中型トラック等についても、車輪脱落事故防止のための留意事項は同様ですので、併せて徹底をお願いします。

(参考) 平成 27 年度大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故発生状況

平成 28 年 11 月 4 日
自動車局 整備課

ホイール・ボルト折損による大型自動車等の車輪の脱落事故防止について

(車輪脱落事故発生状況)

- 平成 27 年度中の大型自動車に係る事故発生件数は 41 件（前年度比 4 件減／約 1 割減）、うち人身事故は 1 件。発生件数は 4 年ぶりに減少したものの依然として高い水準で発生。
- 昨年 11 月から今年 3 月の冬期に 24 件と多発。積雪地域での発生率が高い！

(適切なタイヤ交換作業を)

- タイヤを交換する際には、規定の締付トルクでのホイール・ナットの確実な締め付け、一定走行後の増し締め、ホイール・ボルトの誤組み付け防止等の適切な作業が必要です！併せて、日常点検をはじめとした法定点検の励行が重要です！

1. 今般、平成 27 年度中の大型自動車（車両総重量 8 トン以上のトラック又は乗車定員 30 人以上のバス）の**ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況**をとりまとめました。事故件数が 4 年ぶりに減少したものの、高い水準で発生している状況です。（別紙 1 参照）

2. 大型自動車のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故防止のため、**タイヤ交換時や日頃の点検時に次の点に注意してください。**

① 規定のトルクでの確実な締め付け

車輪の締付け方式には JIS 方式と ISO 方式があります。トルクレンチを用いるなどにより規定の締付トルクで確実に締め付けます。なお、規定の締付トルクについては、以下の URL でもご覧いただけます。

【（一社）日本自動車工業会 HP】<http://www.jama.or.jp/user/pdf/wheelnut.pdf>

② 一定走行後（50～100km）の増し締め

締め付け後は初期なじみによってホイール・ナットの締付け力が低下します。

50～100km 走行後を目安に増し締めを行います。特に、JIS 方式のダブルタイヤの場合の締め付け方法については、ご注意ください。

③ 日常（運行前）点検での確認

一日一回、運行の前に、ホイール・ボルトの折損や緩み等がないか点検ハンマなどを使用して点検します。

④ 専用ボルト及びナットの使用

スチールホイール、アルミホイールの履き替え時には、それぞれ適合するホイール・ボルト及びナットの使用が必要です。

このほか、車輪の取り付け状態の確認は、法定点検（3 ヶ月及び 12 か月）の項目となっていますので、確実な点検整備を行い、車輪脱落事故の防止をお願いします。

点検内容はこちら <http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/images/t2-1/leaflet-1.pdf>

中型トラック等でも、ホイール・ボルト折損による車輪脱落事故が発生しています。車輪脱落事故防止のための留意事項は同様ですので、適切な作業の実施をお願いします。

3. 国土交通省では、本日付で関係団体に対し、車輪脱落事故防止の徹底を要請する通達を发出了しました。（別紙 2 参照）

＜問い合わせ先＞

国土交通省 自動車局 整備課 平川、川津

TEL：03-5253-8111（内線：42412） 03-5253-8599（直通）

FAX：03-5253-1639

(8) 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

国自環第199号の3
国自整第271号の3
平成28年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会（組合）におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員（組合員）に対し周知方お願いします。

別添

国自環第199号
国自環第271号
平成28年12月26日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自
車第880号）別添自動車検査業務等実施要領の一部を別紙新旧対照表のとおり改正
することとしたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自車第880号）の一部を改正する通達 新旧対照表
 昭和36年11月25日付け自車第880号
 改正 平成28年12月26日付け 国自環199号、国自整第271号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載を要する自動車	記載されるべき趣旨
1.～15. (略)		1.～15. (略)	
15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)～(4) (略)	(略)	15-1. 並行輸入自動車であって、次の各号に掲げるもの (1)～(4) (略)	(略)
(5) 初めて検査証を交付する検査時に、 <u>消音器の加速性能規制の適用性を、消音器自体の表示以外</u> の方法により確認したもの（平成26年騒音規制以前の規制を適用する自動車に限る）	<u>消音器の加速走行騒音性能規制の適用性に用いた書面又は表示</u>	(5) 初めて検査証を交付する検査時に細目告示第118条第2項第6号の適合性を同条第3項第2号により確認したもの	(略) 初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WVTA) (車両データプレート) (COC) (外国登録証)
目次 (略)		目次 (略)	
第1章 総則 (略)		第1章 総則 (略)	
第2章 職権による打刻等 (略)		第2章 職権による打刻等 (略)	
第3章 自動車の検査 (事務関係)		第3章 自動車の検査 (事務関係)	
3-1～3-4-19 (略)		3-1～3-4-19 (略)	
3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。		3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。	

(る。)	(略)	(認可書)	(略)	(略)	(認可書)
(6)～(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<p>16. ～19-3. (略)</p> <p>20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車</p>	<p>騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定期則第41号又は第51号による近接排気騒音の測定回転数、<u>細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨</u></p>	<p>平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB</p> <p>平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A/近接排気騒音値85dB/測定回転数3,750rpm (旧基準適用時測定回転数4,500rpm)</p> <p><u>マフラー加速騒音規制適用車</u></p>	<p>16. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車</p>	<p>騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合車については、騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定期則第41号又は第51号による近接排気騒音の測定回転数及び細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数</p>	<p>平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値99dB</p> <p>平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A/近接排気騒音値85dB/測定回転数3,750rpm (旧基準適用時測定回転数4,500rpm)</p>
<p>21. ～25. (略)</p> <p>26. 最高速度20km/h未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車<u>であって次の各号に掲げるもの</u></p> <p>(1) 新規検査若しくは予備検査(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第69条の規定により自動車検査証が返納された自動車に</p>	<p>走行距離計の表示値(検査申請日)</p>	<p>走行距離計表示値9,000km (平成16年4月1日)</p>	<p>21. ～25. (略)</p> <p>26. 最高速度20km/h未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車(新規検査若しくは予備検査(法第16条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第69条の規定により自動車検査証が返納された自動車に</p>	<p>走行距離計の表示値(検査申請日)</p>	<p>走行距離計表示値9000km (平成16年4月1日)</p>

<p>限る。)、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの</p> <p>(2) <u>走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの</u> <u>((1)の検査を受けるものに限る。)</u></p>	<p><u>走行距離計表示値のうち最大値</u> (検査申請日)</p>	<p>を受けるもの<u>に限る。)</u></p> <p>(2) <u>新設</u></p>	
<p>27. ～39. (略)</p> <p>(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。 <u>なお、平成 28 年騒音規制適合車 (二輪自動車 (側付二輪自動車を除く。)) の近接排気騒音値は、公的試験機関が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」II に基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合は、協定規則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とする。</u></p> <p>3-6 (審査結果通知の受理等)</p> <p>3-6-1 審査依頼を行った自動車については、原則として同一敷地内の自動車機構からの審査結果 <u>(適合、不適合又は審査中断)</u> の通知を受理するものとする。</p> <p>3-6-2 <u>自動車機構より、3-6-1 の審査依頼当日中に、適合又は不適合以外の通知又は連絡があった場合には、次の各号によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>審査中断</u>の通知があったときは、当該自動車機構の長等から審査中断とした理由等について再確認し、受検者 (検査を受検するものをいう。) に対して適正な審査が可能となるよう指導するものとする。 <u>なお、初回の審査依頼を行った日から 15 日以内に受検者から適正な審査が可能となった旨の申し出があった場合は、新たに 3-2-5 の手数料を徴収しないものとし、検査票 1 の審査の邪魔にならない部分に受付日付印を押印し、自動車機構へ再度審査依頼するものとする。</u></p> <p>(2) <u>自動車機構において審査を継続する場合にあっては、口頭にて連絡を受けるものとし、当該自動車機構の長等から審査を継続とした理由等について確認する。なお、連絡後に審査を行う際の再度の審査依頼は行わないものとする。</u></p> <p>(3) (1) <u>なお書き及び (2) なお書きの取扱いについては、検査の予約は要しないものとする。</u></p>			
<p>27. ～39. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3-6 (審査結果通知書の受理)</p> <p>3-6-1 審査依頼を行った自動車については、原則として同一敷地内の自動車機構からの審査結果通知を受理するものとする。</p> <p>3-6-2 審査保留の通知があったときは、当該自動車機構の長等から審査保留とした理由等について再確認し、受検者 (検査を受検するものをいう。) に対して適正な審査が可能となるよう指導するものとする。</p>			

<p>3-7 (検査証交付等)</p> <p><u>3-7-1 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、自動車検査証又は自動車予備検査証を交付又は返付(以下「返付等」とする。)する。なお、審査結果の通知が書面による場合には、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容について当該書面に記載された検査結果と照合するものとする。</u></p> <p>3-7-2~3-7-6 (略)</p> <p><u>3-7-7 (削除) ※3-8-2に記載</u></p> <p>3-7-8 (略)</p> <p><u>3-7-9 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合であって、当日中に自動車検査証の返付等が行えない事由がある場合には、受検者と内容について確認するものとする。この場合、当該自動車の審査結果の通知がなされた日から15日以内であれば、既に通知された審査結果を有効なものとして処理して差し支えない。</u></p>	<p>3-7 (検査証交付等)</p> <p><u>3-7-1 審査結果通知書に基づき、自動車検査証又は自動車予備検査証を交付する。なお、審査結果の通知が書面による場合には、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容について当該書面に記載された検査結果と照合するものとする。</u></p> <p>3-7-2~3-7-6 (略)</p> <p><u>3-7-7 審査結果の通知に法第71条の2第1項に該当する旨の通知があり、当該自動車の使用の停止を行う場合には、自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。</u></p> <p>3-7-8 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>3-8 (限定検査証交付等)</p> <p>3-8-1 自動車機構から「不適合」の審査結果通知があったときは、法第71条の2第1項の規定による限定検査証を交付するものとする。この場合において、限定検査証の有効期間の起算日は、自動車機構が審査結果の通知を行った日とする。</p> <p>3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合(使用停止)」の審査結果通知があった場合には、自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。</p> <p>① かし取装置の著しい損傷(例：ロッド及びアーム類の脱落)</p> <p>② 制動能力の著しい不足(例：ブレーキ系統の失陥)</p> <p>③ 燃料装置からの著しい燃料漏れ(例：燃料ホース・燃料パイプの切損、燃料タンクの亀裂)</p> <p>3-8-3~3-15 (略)</p> <p>第4章~第5章 (略)</p>	<p>3-8 (限定検査証交付等)</p> <p>3-8-1 自動車機構から<u>当該自動車から保安基準に適合しない旨の通知があったときは</u>、法第71条の2第1項の規定による限定検査証を交付するものとする。この場合において、限定検査証の有効期間の起算日は、自動車機構が審査結果の通知を行った日とする。</p> <p>3-8-2 (削除) → (3-7-7から移動)</p> <p>3-8-3~3-15 (略)</p> <p>第4章~第5章 (略)</p>

第6章 雑則
6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては4,500枚を1箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3～6-7 (略)

別表第1～別添2 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式 別紙1のとおり

第3号様式 別紙2のとおり

第4号様式～第6号様式 (略)

別添1 (略)

別添2 (略)

附 則 (平成28年12月26日 国自環第199号、国自整第271号)

本改正規定は、平成28年12月26日から適用する。ただし、3-4-20の表26.及び6-2の規定は平成29年1月1日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式1の検査票は、この要領による改正後のそれぞれの様式に関わらず、当分の間、なおこれを
使用することができる。

第6章 雑則
6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては3,000枚を1箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3～6-7 (略)

別表第1～別添2 (略)

第1号様式 (略)

第2号様式 別紙1のとおり

第3号様式 別紙2のとおり

第4号様式～第6号様式 (略)

別添1 (略)

別添2 (略)

別紙1【新】

自動車検査票1

(様式1)

審査依頼書		自動車技術総合機構		検査部 監 事務所 殿		検査手数料納付書	
01 検査の種類 登録番号 又は車両番号		継続検査 ・ 新規検査 ・ 構造等変更検査 ・ 予備検査		車台番号		走行距離計 表示値	
保安基準に適合しない部分		原動機型式		km mile		0 0 0 0	
02 長さ、幅、高さ、車両重量、定員、その他	05 乗降口、車室、座席、通路、非常口、保護仕切棒、隔壁、室内灯、インストルメントパネル、シートベルト、ヘッドレスト、難燃性、その他	09 識別表示、施設装置、バンドル、かじ取りホーク、キヤボックス、パワーステアリング、セクターシャフト、ビットマンアーム、ドラッグリング、リレーロッド、タイロッド、ナックルアーム、アイドラアーム(ダストブロー)、キングピン、その他	12 燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置/CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密/隔壁)、その他	13 配線、バッテリー、発電/充電装置、点火装置、高圧コード、端子、その他	14 騒音防止装置、消音器、排気管(接続部、取付ブラケット)、排出ガス発散防止装置(触媒装置、EGR装置、二次空供給装置、O ₂ センサー、プロパバイガス還元装置、キャニスター)、熱害対策装置(遮熱板、温度センサー、警報装置、処置ラベル)、その他	15 内圧容器(導管、ドレインコック)、附属装置、コーションラベル、証明書類(移動タック設置許可証、タンク証明書、緊急自動車指定申請に関する書類、道路維持作業指定申請に関する書類)、その他	① ② 審査結果押印等欄
03 原動機(異音、かかり具合、排気の色)、速度抑制装置、NR装置、潤滑装置、冷却装置(キャップ等)、ファンベルト、クワッチ、チェーン、スプロケット、トランスミッション、トランスファ、デリアレンシャスプア、プロペラシャフト/ドライブシャフト(連結部、ダストブーツ等)、ジョイント部、ボール、ナット、その他	06 放射器(前部、後部、大型車用、側方)、警告器、運行記録計、消火器、非常信号用具、窓ガラス(着色フィルム等)、サンバイザー、ワイパー、ウォッシュ、デフロスタ、後写鏡、アンダミラ、サイドアンダミラ、計器類、警報装置、警光灯、サイレン、その他	10 シェンばね、Uボルト、センタボルト、クリップバンド、ブラケット、シャックル、ストラット、ラジラスロッド、ショックアブソーバ、エアサスペンション、その他	11 ホイールディスク、ホイールベアリング(フロント/リヤ)、リム、サイドリング、スピンドルナット、ハブボルト、クリップボルト、ナット、アクスル、車輪の幅れ、タイヤ(サイズ、空気圧、溝の深さ)、その他	14 騒音防止装置、消音器、排気管(接続部、取付ブラケット)、排出ガス発散防止装置(触媒装置、EGR装置、二次空供給装置、O ₂ センサー、プロパバイガス還元装置、キャニスター)、熱害対策装置(遮熱板、温度センサー、警報装置、処置ラベル)、その他	15 内圧容器(導管、ドレインコック)、附属装置、コーションラベル、証明書類(移動タック設置許可証、タンク証明書、緊急自動車指定申請に関する書類、道路維持作業指定申請に関する書類)、その他	再入場確認印	審査結果押印等欄
04 車わく、車体、最低地上高、車体表示(最大積載量、タンク容量、積載物品名、幼児専用、スケールパス、20トン超ステッカー)、荷台、さし棒、巻込防止装置、突入防止装置(取付位置等)、連結装置(カブラ、キングピン、ピントルフック、ルネットアイ)、その他	07 前照灯、前部霧灯、車幅灯、前部上側端灯、番号灯、尾灯、駐車灯、後部上側端灯、制動灯、後退灯、側方灯、非常点滅表示灯、方向指示器(前面、側面、後面)、補助方向指示器、速度表示装置、側方照射灯、後部霧灯、黄色回転灯、制限灯火、禁止灯火、その他	11 走行装置	15 その他	15 内圧容器(導管、ドレインコック)、附属装置、コーションラベル、証明書類(移動タック設置許可証、タンク証明書、緊急自動車指定申請に関する書類、道路維持作業指定申請に関する書類)、その他	再入場確認印	審査結果押印等欄	審査結果通知書
[不具合状況] 汚損、損傷、劣化、摩耗、折損、変形、油漏れ、液漏れ、水漏れ、ガス・エア漏れ、液漏れ、水漏れ、その他	[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、ダンプ番号)、自重計、自重計適合証	[備考欄]	納税証 重量税 申請書	納税証 重量税 申請書	運輸支局 殿 自動車検査登録事務所 殿	審査結果通知書	審査結果通知書
			保険証 手数料 記録簿	適合 不适合			審査結果通知書

自動車検査票1

(様式1)

審査依頼書		自動車技術総合機構		検査部 検査事務所 検査		検査手数料納付書	
検査の種類		継続検査 ・ 新規検査 ・ 構造等変更検査 ・ 予備検査		車台番号		走行距離計表示値	
登録番号 又は車面番号		原動機型式		車台番号		km mile	
保安基準に適合しない部分		05 乗車装置		09 識別表示、施設装置、ハンドル、かに取 ホーク、ギヤボックス、パワーステアリン グ、セクターシャフト、ピットマンアーム、ド ラッグリンク、リレーロッド、タイロッド、ナツ クルアーム、アイドロアーム(ダストブ ーツ)、キングピン、その他		12 燃料タンク、配管、継手、燃料ポンプ、 キャブレタ、燃料噴射装置、LPG燃料装置 /CNG燃料装置(ガス容器、車室との気密 /隔壁)、その他	
02 長さ、幅、高さ、車両重量、定員、その他		06 反射器(前部、後部、大型車用、側方) 警告器、運行記録計、消火器、非常信号 用具、窓ガラス(着色フィルム等)、サンバ イズ、ワイパー、ウォッシュ、デフロスタ、後 写鏡、アンダミラ、サイドアンダミラ、計器 類、警報装置、警光灯、サイレン、その他		10 操縦装置		13 電気装置	
03 原動機(異音、かかり具 合、排気の色)、速度抑制 装置、NR装置、潤滑装 置、冷却装置(キャップ 等)、ファンベルト、クラツ チ、チェーン、スプロケツ ト、トランスミッション、トラン スファ、ドライブシャフト/ドライ ブシャフト(連結部、ダスト ブーツ等)、ジョイント部、 ボール、ナツト、その他		07 灯火類		14 騒音防止装置、消音器、排気管(接続 部、取付ブラケット)、排出ガス発散防止 装置(触媒装置、EGR装置、二次空気が 供給装置、O ₂ センサー、プロパイガス選 元装置、キャニスター)、熱害対策装置 (遮熱板、温度センサー、警報装置、処置 ラベル)、その他		15 騒音防止装置、消音器、排気管(接続 部、取付ブラケット)、排出ガス発散防止 装置(触媒装置、EGR装置、二次空気が 供給装置、O ₂ センサー、プロパイガス選 元装置、キャニスター)、熱害対策装置 (遮熱板、温度センサー、警報装置、処置 ラベル)、その他	
04 車わく、車体、最低地上 高、車体表示(最大積載 量、タンク容量、積載物品 名、幼児専用、スクールバ ス、20トン超ステッカー)、 荷台、さし棒、巻込防止装 置、突入防止装置(取付 位置等)、連結装置(カブ ラ、キングピン、ピントル フック、ルネットアイ)、その他		08 制動装置		11 走行装置		その他	
[不具合状況] 汚損、損傷、破損、折損、劣化、摩耗、劣化、摩耗、歪み、がた、緩み、遊び、脱着、亀裂、腐食、傾き、取付不良、機能不良、接触、接続、突起物、回転部分の突出、 変形、油漏れ、液漏れ、水漏れ、ガス、エア漏れ、液量、灯火不具合(切換、個数、不点灯、取付位置、灯器損傷、点滅回数、灯色、光度、向き)、 寸法不足、その他		[その他の審査項目] 車名、型式、番号標板(封印、取付、損傷、汚損)、車台番号、原動機型式等、種別、用途、形状、車体表示(自家用/事業用、貸渡、制限車両、 ダンプ番号)、自重計、自重計適合証		[備考欄]		審査結果通知書	
審査結果		適合		不適合		審査結果通知書	
審査結果		適合		不適合		審査結果通知書	
審査結果		適合		不適合		審査結果通知書	

自動車検査票2

(様式2)

初年度登録年月	車名	型式	車台番号	原動機の型式	ホイールベース (W)	前輪荷重割合
自動車の種別	用途	車体の形状	車台重量	車体の種類	ホイールベース (計算上)	最大安定傾斜角度 左 右
※ 普通、小型、大型特殊	※ 貨物、乗用、乗合、特殊用途、貸渡、幼児専用、建設機械	※ キャブオーバー、箱型、バン、ステーションワゴン、オートバイ	車台重量	※ ガソリン、軽油、LPG、メタノール、CNG、電気、その他	※ 1 11 2 5 - W - W - W 2 20 3	
荷重分布	乗車定員	最大積載量	車間重量	車間総重量	オフセット (c = a / 2 - c)	
前輪						
後輪						
計	人	kg	kg	kg		
車間寸法	長さ	巾	高さ	燃料の種類	(備考欄記載事項 ※ 有・無)	
荷台容積寸法	cm	cm	cm	※ ガソリン、軽油、LPG、メタノール、CNG、電気、その他		
タイヤ	cm	cm	cm	※ 総排気量又は定格出力	審査結果通知書	
許容荷重	許容荷重			※	審査結果通知欄	
(前)	軸重	GVW		車体の塗色	適合	
(後)				※ 赤、橙、茶、黄、緑、青、紫、白、灰、黒	不適合	
改造自動車等の通知文書番号及び年月日	平成	年	月	日	号	審査中断
						再入場確認印
						① ②

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。

自動車検査票2

(様式2)

初年度登録年月	車名	型式	車台番号	原動機の型式	ホイールベース (W)	前輪荷重割合
					ホイールベース (計算上)	
自動車の種別	用途	車体の形状	白家用、事業用の別	車体の形状	ホイールベース (計算上)	%
※ 普通、小型、大型特殊	※ 貨物、乗用、乗合、特種用途、貸渡、幼児専用、建設機械	※ キャブオーバー、箱型、バン、スチールボディ、オートバイ	※ 白家用、事業用		※ 1 11 2 2 20 3	最大安定傾斜角度
荷重分布	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	同上(荷台内側) (c)	左 右
前輪					オフセット (e = a / 2 - c)	
後輪						
計	人	kg	kg	kg		
車両寸法	長さ	巾	高さ	燃料の種類	(備考欄記載事項 ※ 有・無)	
	cm	cm	cm	※ ガソリン、軽油、LPG、メタンガス、CNG、電気、その他	審査結果通知書	
荷台寸法	(a)	cm	cm	※ 総排気量又は定格出力	審査結果通知欄	
				※ 許容荷重	適合	
				※ 車体の塗色	不適合	
(前)				※ 赤、橙、茶、黄、緑、青、紫、白、灰、黒	審査保留	
(後)				※ 確認印	再入場確認印	
改造自動車等の通知文書番号及び年月日	平成	年	月	日	①	②

注一、※印欄は該当事項を○印で囲むこと。但し、車体の形状欄については、該当事項以外のものは記入すること。